

		所管局等	総合企画局
		所管課等	政策企画室
事務事業概要			
事務事業名	事業費 (H12年当初予算)	所要人数 (H12年度想定)	継続年数 (平成12年4月1日時点)
御池通シンボルロードアート空間創生事業	133,000 千円	1.6 人	()5年未満 (レ)5年以上 10年未満 ()10年以上 15年未満 ()15年以上
事務事業実施目的			
御池通に京都の文化芸術の先進性を世界に発信するような、ときめきと賑わいの空間をつくり出す。			

事務事業概要

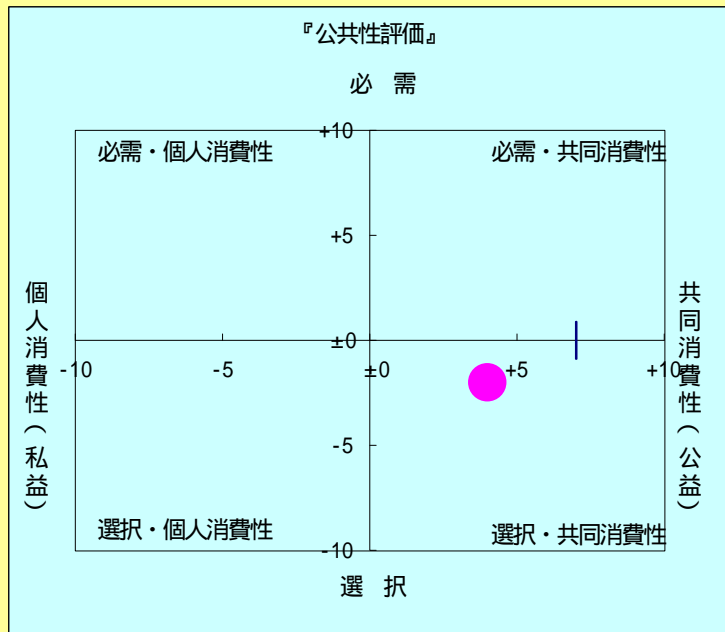
「庭としての御池通」をテーマとして、内外一流の作家による本格的なアート空間の創出を目指し、「御池通パブリックアート懇談会」の助言をいただきながら作品構想の選定を進めている。そして完成度の高い作品構想ができあがったものから順次発表し、事業化を図る。

事務事業実施の依拠となる法令・施策等
関連する事務事業等の名称、及び担当部局名
御池通シンボルロード整備事業 建設局街路部街路建設課

事業費推移		H10年	H11年	H12年予算	
事業費	一般財源	千円	27,675	26,089	133,000
	国、府支出金	千円	0	0	0
	受益者負担分	千円	0	0	0
	その他	千円	0	0	0
	小計		27,675	26,089	133,000
人件費	所要人数	人	1.6	1.6	1.6
	人件費 (×9,520千円)	千円	15,232	15,232	15,232
合計		千円	42,907	41,321	148,232

公共性評価

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+7	+4
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	±0	-2
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	選択・共同消費性	選択・共同消費性



別紙「ワークシート」に基づく
公共性評価結果

1次評価
2次評価

1次評価結果	
第4象限	共同消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア より多くの人たちが利益を受けるが、欠かせられないかどうかはサービスを提供する人、される人の中で考えることができるようなサービスが含まれる。 (例・・・美術館、博物館、音楽ホールなどのような公的施設で不特定多数の人たちに便益を供する場合) 必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に受ければよい。行政が少ない行政資源の中からサービスを提供しなければならないとすれば、一定の論拠を明示しなければならないし、その実際の関与も最低限にとどめるべきである。公益ではあるが、受益者負担を当然に考えるべきでもある。
2次評価結果	
第4象限	共同消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア より多くの人たちが利益を受けるが、欠かせられないかどうかはサービスを提供する人、される人の中で考えることができるようなサービスが含まれる。 (例・・・美術館、博物館、音楽ホールなどのような公的施設で不特定多数の人たちに便益を供する場合) 必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に受ければよい。行政が少ない行政資源の中からサービスを提供しなければならないとすれば、一定の論拠を明示しなければならないし、その実際の関与も最低限にとどめるべきである。公益ではあるが、受益者負担を当然に考えるべきでもある。

行政関与・受益者負担の妥当性評価

項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点
行政関与の妥当性	+2	+2	受益者負担の妥当性	±0	+2

実施主体の妥当性

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦略形式に係わる度合い	+3	+3
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	+1	+1
判定	実施主体の妥当性総合評価	政策的・行政専門性	政策的・行政専門性

『実施主体の妥当性評価』

別紙「ワークシート」に基づく
実施主体の妥当性評価

1次評価結果

第1象限 政策的な重要度が高くかつ行政専門性が必要なエリア

業務遂行上政策的に重要な意志決定等を必要とし、かつそのために行政特有の知識、ノウハウ等が必要とされる業務。
都市経営の観点からの戦略策定等行政経営を遂行する上においてコアとなる業務エリアであり、行政の内部にその知識、ノウハウ等の確保・育成を図る必要があるエリアである。

2次評価結果

第1象限 政策的な重要度が高くかつ行政専門性が必要なエリア

業務遂行上政策的に重要な意志決定等を必要とし、かつそのために行政特有の知識、ノウハウ等が必要とされる業務。
都市経営の観点からの戦略策定等行政経営を遂行する上においてコアとなる業務エリアであり、行政の内部にその知識、ノウハウ等の確保・育成を図る必要があるエリアである。

総合評価

		1次評価	2次評価	「今後の方向」の項目説明 A：現状維持 B：充実 C：縮小 D：休止 E：廃止 F：外部委託 G：民営化 H：受益者負担の見直し O：その他
公共性評価	共同消費性	+7	+4	
	基礎性	±0	-2	
	公共性評価結果	第4象限 選択・共同消費性	第4象限 選択・共同消費性	
行政関与の妥当性		+2	+2	
受益者負担の妥当性		±0	+2	
実施主体の妥当性	政策性・戦略性	+3	+3	
	専門性	+1	+1	
	実施主体の妥当性 評価結果	第1象限 政策的・行政専門性	第1象限 政策的・行政専門性	
今後の方向性		C	C	

1次評価と2次評価の主な相違点	公共性	行政関与	受益者負担	実施主体
	主として、2次評価で、現在の社会経済情勢からみて「ニーズや実施意義が希薄化している」及び「個人の趣味・娯楽に属するサービスである」と評価したため、1次評価に比べて、公益性、必需性ともに低くなった。	概ね同じ評価である。	主として、2次評価で、「個人の趣味・娯楽に属するサービスである」等と評価したため、1次評価に比べて、ポイントが高くなった。	同じ評価である。
	上記に基づく所管局等のコメント（第1次評価） 本事業は、京都を代表するシンボルロードとして御池通を再整備するにあたり、道路という公共空間に芸術的感性を取り入れ、うるおいとやすらぎを与える京都の新たな名所としての道づくりを行うものであり、観光客をはじめ、御池通を通行する人が、歩いて楽しい道づくりを目指すものであるが、本市の厳しい財政状況から、19箇所に及ぶ「径庭作品」については、一旦凍結し、見直しを図る。また、大交差点区間作品（烏丸、堀川）については、第2次作品「アイランドレイク（水の浮島）」完成後、財政事情を考慮しながら対応する。			
	京都新世紀市政改革推進本部事務局のコメント（第2次評価） 「公共性評価」で公益性は一定高いものの必需とはいえず、また「行政関与の妥当性評価」でも、+2とさほど高いとはいえない（数値幅は-8～+8）。このため、所管局のコメントにもあるように本市の財政状況からして、必要最低限のものとすべきであり、径庭作品等の凍結及び見直しに加えて、大交差点区間のアート作品についても第2次作品完成後見直すべきと思われる。			

ワークシート(2次評価)

1 使用する：1 使用しない：0

所管局等	総合企画局
所管課等	政策企画室
事務事業名	御也通シンボルロードアート空間創生事業

1.公共性評価

	1次評価			2次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	はい	いいえ	公益	必需	
市民全体に提供されるサービス								
1) 誰でもそのサービスを受けることができる	レ	レ				+1		
2) 特定の個人又は集団を、そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能	レ	レ				+1		
3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない	レ	レ				+1		
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及び	レ		レ					
5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる					レ			
6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス					レ			
7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス					レ			
8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する	レ	レ				+1	+1	
9) 市民の大部分が必要とするサービス					レ			
10) 市民の大部分が利用するサービス	レ	レ					+1	
11) ニーズや実施意義が希薄化している			レ			-1	-1	
12) サービス提供の対象者、利用者が減少している					レ			
市民生活安定のためのサービス								
1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス				はい	いいえ			
2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス	レ	レ				+1	-1	
3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス					レ			
4) 安定供給を確保する必要があるサービス					レ			
5) 将来を考慮した投資的取り組み	レ	レ				+1	-1	
6) 市民の権利保護に係わるサービス					レ			
7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス					レ			
8) 社会保障を目的とするサービス					レ			
9) 所得の再配分を目的とするサービス					レ			
10) 市場の不確実性等、民間投資の阻害要因の存在するもの					レ			
11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス					レ	-1	-1	
12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス					レ			
共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+7	+4				+6	+2	
基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価	±0	-2				-2	-4	
共同消費性と基礎性による公共性判定		選択・共同消費性				+4	-2	

2.行政関与の妥当性

	1次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	公益	必需
京都市の独自性による関与の妥当性					
1) 京都市の独自性を高めるための事務事業	レ	レ		+1	
2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業			レ		
3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業	レ	レ		+1	
外部要因による関与の妥当性					
1) 法律・法令等により関与が定められている			レ		
2) 本市条例により関与が定められている			レ		
3) 上位団体の通達等により関与が定められている			レ		
4) 行政による早急な対応が必要とされる			レ		
5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる			レ		
6) 民間に類似サービスの提供者が存在する			レ		
7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある			レ		
8) 民間類似サービスと競合する			レ		
実施効果に基づく関与の妥当性					
1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する		はい	いいえ		
2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する			レ		
3) 当該サービスが他のサービスと代替可能である			レ		
4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している			レ		
5) 法律、通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している			レ		
行政関与の妥当性評価	+2	+2		+2	

事務事業名	御也通シンボルロードアート空間創生事業
-------	---------------------

3. 受益者負担の妥当性

	はい	はい	いいえ	判定
1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する		レ		+1
2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス			レ	
3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの			レ	
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる			レ	
5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス			レ	
6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス			レ	
7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス		レ		
受益者負担の妥当性評価	±0	+2		+2

4. 実施主体の妥当性

	1次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	政策	専門
政策・戦略形成					
1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業			レ		
2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業			レ		
3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業	レ	レ		+1	+1
4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業	レ	レ		+1	+1
5) 京都市行政の改革、効率化に係わる事務事業			レ		
6) 国、他都市、行政機関（京都市役所内を除く）を対象とする事務事業			レ		
7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業	レ	レ		+1	
8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業	レ	レ		+1	
9) 中立性、公平性を特に要求される事務事業			レ		
10) 外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業			レ		
11) 他都市等において外部委託の事例がある			レ		
12) 類似事務事業の全部（又は一部）を外部委託した実績がある			レ		
13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている			レ		
専門性・特殊性		はい	いいえ		
1) 行政上の専門知識が要求される事務事業	レ	レ			+1
2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である			レ		
3) 行政が内部に留保すべき専門知識、特殊技能に基づく事務事業			レ		
4) 京都市職員の人材育成、政策形成能力の向上につながる事務事業			レ		
5) 民間におけるノウハウ、専門知識、技術等が要求される事務事業	レ	レ			-1
6) 恒常的に必要とされない専門知識、技術等が要求される事務事業			レ		
7) マニュアル等により定型化可能な事務事業			レ		
8) 市民を直接的に対象とする事務事業	レ	レ		-1	-1
9) 定型的業務による事務事業			レ		
10) 労力提供による事務事業			レ		
11) 経済性・効率性が把握出来ていない事務事業			レ		
12) 外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業			レ		
13) 外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業			レ		
14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業			レ		
京都市における政策・戦略形成に係わる度合い	+3	+3		+4	+3
行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	+1	+1		-1	-2
実施主体の妥当性総合評価		政策的・行政専門性		+3	+1

		所管局等	総務局	
		所管課等	総務部総務課	
事務事業概要		所要人数	(H12年度想定)	
事務事業名	事業費 (H12年当初予算)		7.0	人
本庁舎管理電話交換業務	千円			
事務事業実施目的		継続年数		(平成12年4月1日時点)
市役所組織は複雑かつ多岐にわたっており、市民等からの問い合わせに対して迅速に responding していくため		()5年未満		()5年以上
		10年未満		()10年以上
		15年未満		(レ)15年以上
事務事業概要				
<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎代表電話及び専用回線満杯時の交換業務 市外通話の発信 庁内放送 				

事務事業実施の依拠となる法令・施策等
関連する事務事業等の名称、及び担当部局名
区役所等電話交換業務

事業費推移		H10年	H11年	H12年予算
事業費	一般財源			
	国、府支出金			
	受益者負担分			
	その他			
	小計			
人件費	所要人数	7.0	7.0	7.0
	人件費 (千円) (× 9,520千円)	66,640	66,640	66,640
合計		66,640	66,640	66,640

公共性評価

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+6	+5
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	+4	+2
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	必需・共同消費性	必需・共同消費性

『公共性評価』

必需

必需・個人消費性

必需・共同消費性

個人消費性 (私益)

共同消費性 (公益)

選択・個人消費性

選択・共同消費性

選択

別紙「ワークシート」に基づく
公共性評価結果

1次評価結果

第1象限 共同消費性が高く必需のエリア

より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる。
(例・・・上下水道、保健衛生、清掃事業など)
より多くの人たちが、それが無いと日々の生活における質が維持できない、それを最低限保障しなければならないエリアである。しかし、他方、多数の人たちに大量の資源が動員され、しかも、その設備投資などに経費が多く費やされるので、コストに関する議論は欠かせられないエリアである。

2次評価結果

第1象限 共同消費性が高く必需のエリア

より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる。
(例・・・上下水道、保健衛生、清掃事業など)
より多くの人たちが、それが無いと日々の生活における質が維持できない、それを最低限保障しなければならないエリアである。しかし、他方、多数の人たちに大量の資源が動員され、しかも、その設備投資などに経費が多く費やされるので、コストに関する議論は欠かせられないエリアである。

1次評価
2次評価

行政関与・受益者負担の妥当性評価

項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点
行政関与の妥当性	-4	-6	受益者負担の妥当性	+1	+1

実施主体の妥当性

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦略形式に係わる度合い	-5	-6
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-6	-6
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性

別紙「ワークシート」に基づく
実施主体の妥当性評価

1次評価結果

第3象限 日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

2次評価結果

第3象限 日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

総合評価

		1次評価	2次評価	「今後の方向」の項目説明 A：現状維持 B：充実 C：縮小 D：休止 E：廃止 F：外部委託 G：民営化 H：受益者負担の見直し O：その他
公共性評価	共同消費性	+6	+5	
	基础性	+4	+2	
	公共性評価結果	第1象限 必需・共同消費性	第1象限 必需・共同消費性	
行政関与の妥当性		-4	-6	
受益者負担の妥当性		+1	+1	
実施主体の妥当性	政策性・戦略性	-5	-6	
	専門性	-6	-6	
	実施主体の妥当性 評価結果	第3象限 日常的・一般的専門性	第3象限 日常的・一般的専門性	
今後の方向性		O	F	

1次評価と2次評価の主な相違点	概要	コメント
公共性	概ね同じ評価である。	上記に基づく所管局等のコメント（第1次評価） 電話交換業務の見直しについては、全市的な検討状況を踏まえ、より効率的な業務の推進を目指していく。 見直しに当たっては、次の3点の考え方を基本として検討を行っていく。 (1) 市民サービスの低下をきたさないこと。 (2) 在職者にメリットが感じられ、今後の意欲向上につながること。 (3) 長期的な展望を持つこと。
行政関与	概ね同じ評価である。	
受益者負担	同じ評価である。	京都新世紀市政改革推進本部事務局のコメント（第2次評価） 電話交換業務が「公共性評価」で、「必需・共同消費性」となり、公共性ありと評価する。しかし、「行政関与の妥当性」で、-6と低いことから、行政が関与する必要性は薄い。また、「実施主体の妥当性」で、同業務に政策性、行政的専門性が低いことから、「日常的・一般的専門性」となった。 したがって、外部委託など業務の見直しを検討すべきと思われる。
実施主体	概ね同じ評価である。	

ワークシート(2次評価)

1 使用する：1 使用しない：0

所管局等	総務局
所管課等	総務部総務課
事務事業名	本庁舎管理電話交換業務

1.公共性評価

	1次評価			2次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	はい	はい	いいえ	公益	必需
市民全体に提供されるサービス								
1) 誰でもそのサービスを受けることができる	レ	レ					+1	
2) 特定の個人又は集団を、そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能	レ	レ					+1	
3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない	レ	レ					+1	
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ						レ		
5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる						レ		
6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス						レ		
7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス						レ		
8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する						レ		
9) 市民の大部分が必要とするサービス	レ	レ					+1	+1
10) 市民の大部分が利用するサービス	レ	レ						+1
11) ニーズや実施意義が希薄化している						レ		
12) サービス提供の対象者、利用者が減少している						レ		
市民生活安定のためのサービス								
1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス	レ	レ		はい	いいえ			+1
2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス						レ	+1	-1
3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス	レ	レ						
4) 安定供給を確保する必要があるサービス	レ		レ					
5) 将来を考慮した投資的取り組み						レ		
6) 市民の権利保護に係わるサービス	レ		レ					
7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス						レ		
8) 社会保障を目的とするサービス						レ		
9) 所得の再配分を目的とするサービス						レ		
10) 市場の不確実性等、民間投資の阻害要因の存在するもの						レ		
11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス						レ		
12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス						レ		
共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+6			+5			+5	+3
基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価	+4			+2				-1
共同消費性と基礎性による公共性判定				必需・共同消費性			+5	+2

2.行政関与の妥当性

	1次評価			2次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	はい	はい	いいえ		
京都市の独自性による関与の妥当性								
1) 京都市の独自性を高めるための事務事業						レ		
2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業						レ		
3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業						レ		
外部要因による関与の妥当性								
1) 法律・法令等により関与が定められている						レ		
2) 本市条例により関与が定められている						レ		
3) 上位団体の通達等により関与が定められている						レ		
4) 行政による早急な対応が必要とされる	レ		レ			レ		
5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる	レ		レ			レ		
6) 民間に類似サービスの提供者が存在する	レ	レ						-1
7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある	レ	レ						-1
8) 民間類似サービスと競合する	レ	レ						-1
実施効果に基づく関与の妥当性								
1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する	レ	レ						-1
2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する	レ	レ						-1
3) 当該サービスが他のサービスと代替可能である	レ	レ						-1
4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している						レ		
5) 法律、通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している						レ		
行政関与の妥当性評価	-4			-6				-6

事務事業名	本庁舎管理電話交換業務
-------	-------------

3. 受益者負担の妥当性

	はい	はい	いいえ	判定
1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する	レ	レ		+1
2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス			レ	
3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの			レ	
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる			レ	
5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス			レ	
6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス			レ	
7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス			レ	
受益者負担の妥当性評価	+1	+1		+1

4. 実施主体の妥当性

	1次評価			2次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	はい	はい	いいえ	政策	専門
政策・戦略形成								
1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業			レ				+1	+1
2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業			レ					
3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業			レ					
4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業			レ					
5) 京都市行政の改革、効率化に係わる事務事業	レ	レ						
6) 国、他都市、行政機関（京都市役所内を除く）を対象とする事務事業			レ					
7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業	レ	レ	レ					
8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業			レ					
9) 中立性、公平性を特に要求される事務事業			レ					
10) 外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業			レ					
11) 他都市等において外部委託の事例がある	レ	レ					-1	
12) 類似事務事業の全部（又は一部）を外部委託した実績がある	レ	レ					-1	
13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている			レ					
専門性・特殊性				はい		いいえ		
1) 行政上の専門知識が要求される事務事業			レ					
2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である			レ					
3) 行政が内部に留保すべき専門知識、特殊技能に基づく事務事業			レ					
4) 京都市職員の人材育成、政策形成能力の向上につながる事務事業			レ					
5) 民間におけるノウハウ、専門知識、技術等が要求される事務事業	レ	レ						-1
6) 恒常的に必要とされない専門知識、技術等が要求される事務事業			レ					
7) マニュアル等により定型化可能な事務事業	レ	レ					-1	-1
8) 市民を直接的に対象とする事務事業	レ	レ					-1	-1
9) 定型的業務による事務事業	レ	レ					-1	-1
10) 労力提供による事務事業	レ	レ					-1	-1
11) 経済性・効率性が担保出来ていない事務事業	レ	レ						-1
12) 外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業	レ	レ					-1	-1
13) 外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業			レ					
14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業			レ					
京都市における政策・戦略形成に係わる度合い	-5	-6					+1	+1
行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-6	-6					-7	-7
実施主体の妥当性総合評価				日常的・一般的専門性			-6	-6

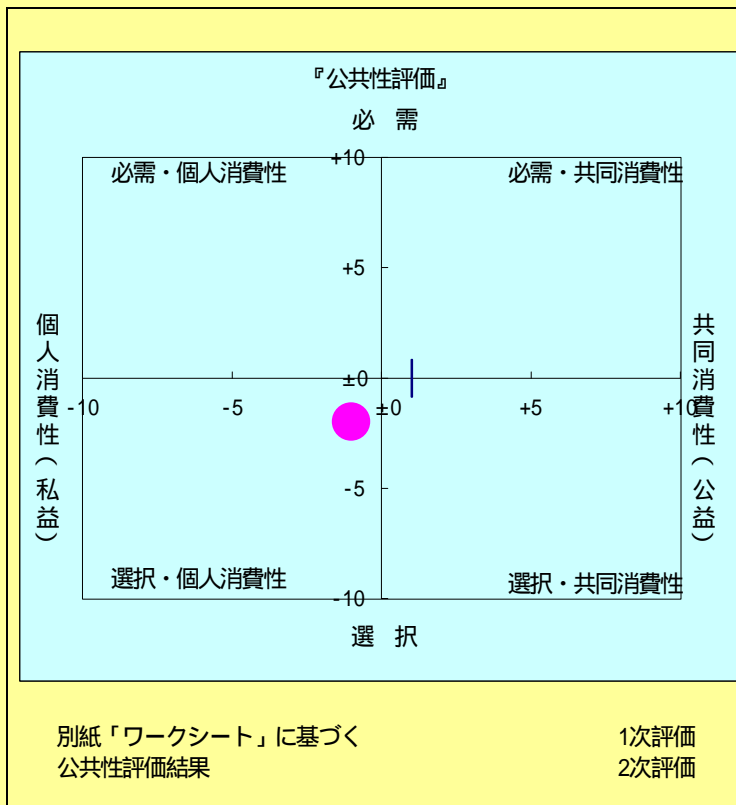
		所管局等	理財局
		所管課等	税務部
事務事業概要			
事務事業名	事業費 (H12年当初予算)	所要人数 (H12年度想定)	継続年数
前納市税報奨金制度	381,000 千円	0.5 人	(平成12年4月1日時点) ()5年未満 ()5年以上 10年未満 ()10年以上 15年未満 (レ)15年以上
事務事業実施目的 ・納税意欲の高揚による市税の早期確保、納期内納付の促進 ・徴収事務の軽減 ・納期前納期に対する金利の交付(納期の利益を放棄したことへの対価)			
事務事業概要 市府民税(普通徴収分)及び固定資産税・都市計画税は、通常年4回の納期毎に納税することになっているが、第1期の納期内に第2期分以降の税金を併せて納付した場合、前納報奨金が交付される。前納報奨金額は、第2期分以降、各期の税額(2万5千円までの部分)に0.5%と前納月数を乗じた金額を合算したものとなる。			

事務事業実施の依拠となる法令・施策等 地方税法第321条第2項及び同法第365条第2項 市税条例第32条第3項及び第54条第3項
関連する事務事業等の名称、及び担当部局名

事業費推移		H10年	H11年	H12年予算
事業費	一般財源	443,119	478,802	381,000
	国、府支出金			
	受益者負担分			
	その他			
	小計	443,119	478,802	381,000
人件費	所要人数	0.5	0.5	0.5
	人件費 (千円) (×9,520千円)	4,760	4,760	4,760
	合計	447,879	483,562	385,760

公共性評価

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+1	-1
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	±0	-2
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	選択・共同消費性	選択・個人消費性



1次評価結果	
第4象限	共同消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア より多くの人たちが利益を受けるが、欠かせられないかどうかはサービスを提供する人、される人の中で考えることができるようなサービスが含まれる。 (例・・・美術館、博物館、音楽ホールなどのような公的施設で不特定多数の人たちに便益を供する場合) 必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に受ければよい。行政が少ない行政資源の中からサービスを提供しなければならないとすれば、一定の論拠を明示しなければならないし、その実際の関与も最低限にとどめるべきである。公益ではあるが、受益者負担を当然に考えるべきでもある。
2次評価結果	
第3象限	個人消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア 個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが該当する。 (例・・・各々の個人のキャリア育成に寄与するような社会人教育、趣味娯楽の個人的な関心などに関連したサービスが含まれる。) 基本的に行政がさほど責任を持たなくてよい領域といえる。ただ、サービス供給のシステムが立ち遅れている分野で、地域的に、あるいは、世代的に、公平平等に利得を享受できない場合は、公平平等の観点から、行政の守備範囲とすることもやむを得ない場合もある。

事務事業名	前納市税報奨金制度
-------	-----------

行政関与・受益者負担の妥当性評価

項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点
行政関与の妥当性	+1	+1	受益者負担の妥当性	+2	+2

実施主体の妥当性

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦略形式に係わる度合い	-2	-2
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-3	-3
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性

『実施主体の妥当性評価』

別紙「ワークシート」に基づく
実施主体の妥当性評価

1次評価
2次評価

1次評価結果

第3象限 日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

2次評価結果

第3象限 日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

総合評価

		1次評価	2次評価	「今後の方向」の項目説明 A：現状維持 B：充実 C：縮小 D：休止 E：廃止 F：外部委託 G：民営化 H：受益者負担の見直し O：その他
公共性評価	共同消費性	+1	-1	
	基础性	±0	-2	
	公共性評価結果	第4象限 選択・共同消費性	第3象限 選択・個人消費性	
行政関与の妥当性		+1	+1	
受益者負担の妥当性		+2	+2	
実施主体の妥当性	政策性・戦略性	-2	-2	
	専門性	-3	-3	
	実施主体の妥当性 評価結果	第3象限 日常的・一般的専門性	第3象限 日常的・一般的専門性	
今後の方向性		E	E	

1次評価と2次評価の主な相違点	公共性	行政関与	受益者負担	実施主体
公共性	主として2次評価では、他の指定都市の6市で本制度を廃止していることなどから勘案して、「市民の大部分が必要」とはいえず、「ニーズや実施意義が希薄化している」と評価したため、「選択・個人消費性」の範疇のものとなった。	同じ評価である。	同じ評価である。	同じ評価である。
行政関与	同じ評価である。	同じ評価である。	同じ評価である。	同じ評価である。
受益者負担	同じ評価である。	同じ評価である。	同じ評価である。	同じ評価である。
実施主体	同じ評価である。	同じ評価である。	同じ評価である。	同じ評価である。

ワークシート(2次評価)

所管局等	理財局
所管課等	税務部
事務事業名	前納市税報奨金制度

1 使用する：1 使用しない：0

1. 公共性評価

	1次評価		2次評価		判定	
	はい	いいえ	はい	いいえ	公益	必需
市民全体に提供されるサービス						
1) 誰でもそのサービスを受けることができる				レ		
2) 特定の個人又は集団を、そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能				レ		
3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない	レ		レ		+1	
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ				レ		
5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる				レ		
6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス	レ		レ		-1	-1
7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス				レ		
8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する				レ		
9) 市民の大部分が必要とするサービス	レ		レ			
10) 市民の大部分が利用するサービス				レ		
11) ニーズや実施意義が希薄化している			レ		-1	-1
12) サービス提供の対象者、利用者が減少している				レ		
市民生活安定のためのサービス						
1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス			はい	いいえ		
2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス				レ		
3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス				レ		
4) 安定供給を確保する必要があるサービス				レ		
5) 将来を考慮した投資的取り組み				レ		
6) 市民の権利保護に係わるサービス				レ		
7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス				レ		
8) 社会保障を目的とするサービス				レ		
9) 所得の再配分を目的とするサービス				レ		
10) 市場の不確実性等、民間投資の阻害要因の存在するもの				レ		
11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス				レ		
12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス				レ		
共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+1		-1		+1	
基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価	±0		-2		-2	-2
共同消費性と基礎性による公共性判定			選択・個人消費性		-1	-2

2. 行政関与の妥当性

	1次評価		2次評価		判定	
	はい	いいえ	はい	いいえ	公益	必需
京都市の独自性による関与の妥当性						
1) 京都市の独自性を高めるための事務事業				レ		
2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業				レ		
3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業				レ		
外部要因による関与の妥当性						
1) 法律・法令等により関与が定められている	レ		レ		+1	
2) 本市条例により関与が定められている	レ		レ		+1	
3) 上位団体の通達等により関与が定められている				レ		
4) 行政による早急な対応が必要とされる				レ		
5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる				レ		
6) 民間に類似サービスの提供者が存在する				レ		
7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある				レ		
8) 民間類似サービスと競合する				レ		
実施効果に基づく関与の妥当性						
1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する			はい	いいえ		
2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する				レ		
3) 当該サービスが他のサービスと代替可能である				レ		
4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している	レ		レ			-1
5) 法律、通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している				レ		
行政関与の妥当性評価	+1		+1		+2	-1

事務事業名	前納市税報奨金制度
-------	-----------

3. 受益者負担の妥当性

	はい	はい	いいえ	判定
1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する	レ	レ		+1
2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス			レ	
3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの			レ	
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる			レ	+1
5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス	レ	レ		
6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス			レ	
7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス			レ	
受益者負担の妥当性評価	+2	+2		+2

4. 実施主体の妥当性

	1次評価			2次評価			判定		
	はい	はい	いいえ	はい	はい	いいえ	政策	専門	
政策・戦略形成									
1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業			レ				+1		
2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業			レ						
3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業			レ						
4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業			レ						
5) 京都市行政の改革、効率化に係わる事務事業			レ						
6) 国、他都市、行政機関（京都市役所内を除く）を対象とする事務事業			レ						
7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業			レ						
8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業			レ						
9) 中立性、公平性を特に要求される事務事業	レ	レ							
10) 外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業			レ						
11) 他都市等において外部委託の事例がある			レ						
12) 類似事務事業の全部（又は一部）を外部委託した実績がある			レ						
13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている			レ						
専門性・特殊性				はい	はい	いいえ			
1) 行政上の専門知識が要求される事務事業			レ				+1		
2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である	レ	レ							
3) 行政が内部に留保すべき専門知識、特殊技能に基づく事務事業			レ						
4) 京都市職員の人材育成、政策形成能力の向上につながる事務事業			レ						
5) 民間におけるノウハウ、専門知識、技術等が要求される事務事業			レ						
6) 恒常的に必要とされない専門知識、技術等が要求される事務事業			レ						
7) マニュアル等により定型化可能な事務事業	レ	レ				-1			-1
8) 市民を直接的に対象とする事務事業	レ	レ				-1			-1
9) 定型的業務による事務事業	レ	レ				-1			-1
10) 労力提供による事務事業			レ						
11) 経済性・効率性が担保出来ていない事務事業	レ	レ					-1		
12) 外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業			レ						
13) 外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業			レ						
14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業			レ						
京都市における政策・戦略形成に係わる度合い	-2	-2				+1	+1		
行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-3	-3				-3	-4		
実施主体の妥当性総合評価				日常的・一般的専門性		-2	-3		

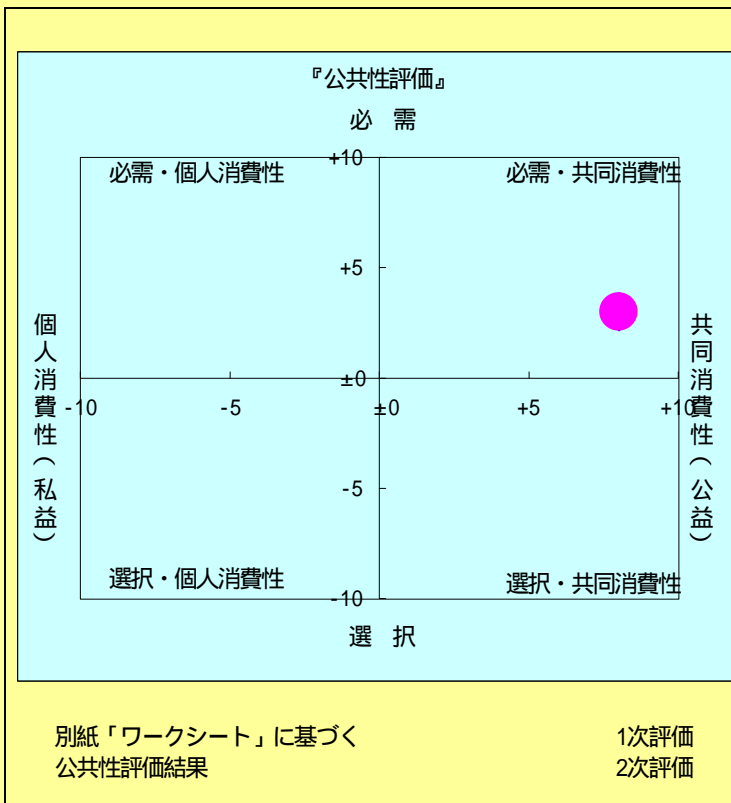
		所管局等	環境局	
		所管課等	管理課	
事務事業概要				
事務事業名	事業費 (H12年当初予算)	所要人数 (H12年度想定)	継続年数	
クリーンセンター運営	2,420,738 千円	486.0 人	(平成12年4月1日時点) ()5年未満 ()5年以上 10年未満 ()10年以上 15年未満 (レ)15年以上	
事務事業実施目的 市内で発生する一般廃棄物(一部産業廃棄物を含む。)の適正処理				
事務事業概要 各家庭から排出され本市が収集した家庭ごみや大型ごみ、事業活動によって生じ、許可業者により収集された事業系ごみ及び市民等から持ち込まれた持込ごみについて、市内5クリーンセンターにおいて焼却処理を行っている。なお、北部クリーンセンターにおいては、中継施設を設置し、市内北部方面で収集された家庭ごみを南部クリーンセンター等へ再搬している。				

事務事業実施の依拠となる法令・施策等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
関連する事務事業等の名称、及び担当部局名

事業費推移		H10年	H11年	H12年予算
事業費	一般財源 千円	2,270,470	2,292,632	2,420,738
	国、府支出金 千円			
	受益者負担分 千円	-1,652,819	-1,907,520	-1,597,215
	その他 千円			
	小計	617,651	385,112	823,523
人件費	所要人数 人	488.0	491.0	486.0
	人件費 千円 (×9520千円)	4,645,760	4,674,320	4,626,720
合計 千円		5,263,411	5,059,432	5,450,243

公共性評価

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+8	+8
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	+3	+3
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	必需・共同消費性	必需・共同消費性



1次評価結果
第1象限 共同消費性が高く必需のエリア
より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる。
(例・・・上下水道、保健衛生、清掃事業など)
より多くの人たちが、それがないと日々の生活における質が維持できない、それを最低限保障しなければならないエリアである。しかし、他方、多数の人たちに大量の資源が動員され、しかも、その設備投資などに経費が多く費やされるので、コストに関する議論は欠かせられないエリアである。

2次評価結果
第1象限 共同消費性が高く必需のエリア
より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる。
(例・・・上下水道、保健衛生、清掃事業など)
より多くの人たちが、それがないと日々の生活における質が維持できない、それを最低限保障しなければならないエリアである。しかし、他方、多数の人たちに大量の資源が動員され、しかも、その設備投資などに経費が多く費やされるので、コストに関する議論は欠かせられないエリアである。

事務事業名	クリーンセンター運営
-------	------------

行政関与・受益者負担の妥当性評価

項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点
行政関与の妥当性	+4	+4	受益者負担の妥当性	+2	+2

実施主体の妥当性

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦略形式に係わる度合い	-5	-5
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-6	-6
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性

『実施主体の妥当性評価』

別紙「ワークシート」に基づく
実施主体の妥当性評価

1次評価結果

第3象限 日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

2次評価結果

第3象限 日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

総合評価

		1次評価	2次評価	「今後の方向」の項目説明 A：現状維持 B：充実 C：縮小 D：休止 E：廃止 F：外部委託 G：民営化 H：受益者負担の見直し O：その他
公共性評価	共同消費性	+8	+8	
	基础性	+3	+3	
	公共性評価結果	第1象限 必需・共同消費性	第1象限 必需・共同消費性	
行政関与の妥当性		+4	+4	
受益者負担の妥当性		+2	+2	
実施主体の妥当性	政策性・戦略性	-5	-5	
	専門性	-6	-6	
	実施主体の妥当性 評価結果	第3象限 日常的・一般的専門性	第3象限 日常的・一般的専門性	
今後の方向性		F	F	

1次評価と2次評価の主な相違点	公共性	同じ評価である。	上記に基づく所管局等のコメント（第1次評価） 平成13年度からの稼働を開始する東北部クリーンセンターにおいて、業務の困難性や専門性を考慮しながら、一部、外部委託を行う。
	行政関与	同じ評価である。	
	受益者負担	同じ評価である。	京都新世紀市政改革推進本部事務局のコメント（第2次評価） 「公共性評価」で、第1次評価と同様に、「必需・共同消費性」となり、公益性も高くなり、「行政関与の妥当性」も高くなった。このことから、行政で行う必要があると考えられる。 「実施主体の妥当性」では、「日常的・一般的専門性」となり、政策性、行政的な専門性も低いこと、他都市においても委託の実績があることから、第1次評価にあるように、外部委託を進めていくことが妥当であると思われる。
	実施主体	同じ評価である。	

ワークシート(2次評価)

1 使用する：1 使用しない：0

所管局等	環境局
所管課等	管理課
事務事業名	クリーンセンター運営

1. 公共性評価

	1次評価			2次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	はい	はい	いいえ	公益	必需
市民全体に提供されるサービス								
1) 誰でもそのサービスを受けることができる	レ	レ					+1	
2) 特定の個人又は集団を、そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能	レ	レ					+1	
3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない	レ	レ					+1	
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ	レ	レ					+1	
5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる						レ		
6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス						レ		
7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス						レ		
8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する	レ	レ					+1	+1
9) 市民の大部分が必要とするサービス	レ	レ					+1	+1
10) 市民の大部分が利用するサービス	レ	レ						+1
11) ニーズや実施意義が希薄化している						レ		
12) サービス提供の対象者、利用者が減少している						レ		
市民生活安定のためのサービス								
1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス	レ	レ		はい		いいえ		+1
2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス	レ	レ					+1	-1
3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス	レ	レ					+1	-1
4) 安定供給を確保する必要があるサービス	レ	レ						+1
5) 将来を考慮した投資的取り組み						レ		
6) 市民の権利保護に係わるサービス						レ		
7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス						レ		
8) 社会保障を目的とするサービス						レ		
9) 所得の再配分を目的とするサービス						レ		
10) 市場の不確実性等、民間投資の阻害要因の存在するもの						レ		
11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス						レ		
12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス						レ		
共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+8			+8			+8	+5
基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価	+3			+3				-2
共同消費性と基礎性による公共性判定				必需・共同消費性			+8	+3

2. 行政関与の妥当性

	1次評価			2次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	はい	はい	いいえ	公益	必需
京都市の独自性による関与の妥当性								
1) 京都市の独自性を高めるための事務事業						レ		
2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業						レ		
3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業						レ		
外部要因による関与の妥当性								
1) 法律・法令等により関与が定められている	レ	レ					+1	
2) 本市条例により関与が定められている	レ	レ					+1	
3) 上位団体の通達等により関与が定められている						レ		
4) 行政による早急な対応が必要とされる	レ	レ					+1	
5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる	レ	レ					+1	
6) 民間に類似サービスの提供者が存在する						レ		
7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある						レ		
8) 民間類似サービスと競合する						レ		
実施効果に基づく関与の妥当性								
1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する				はい		いいえ		
2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する						レ		
3) 当該サービスが他のサービスと代替可能である						レ		
4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している						レ		
5) 法律、通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している						レ		
行政関与の妥当性評価	+4			+4			+4	

事務事業名	クリーンセンター運営
-------	------------

3. 受益者負担の妥当性

	はい	はい	いいえ	判定
1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する	レ	レ		+1
2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス			レ	
3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの	レ	レ		+1
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる			レ	
5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス			レ	
6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス			レ	
7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス			レ	
受益者負担の妥当性評価	+2	+2		+2

4. 実施主体の妥当性

	1次評価			2次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	はい	はい	いいえ	政策	専門
政策・戦略形成								
1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業			レ					
2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業			レ					
3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業			レ					
4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業	レ	レ					+1	+1
5) 京都市行政の改革、効率化に係わる事務事業			レ					
6) 国、他都市、行政機関（京都市役所内を除く）を対象とする事務事業			レ					
7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業			レ					
8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業	レ	レ					+1	
9) 中立性、公平性を特に要求される事務事業			レ					
10) 外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業			レ					
11) 他都市等において外部委託の事例がある	レ	レ					-1	
12) 類似事務事業の全部（又は一部）を外部委託した実績がある			レ					
13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている			レ					
専門性・特殊性				はい		いいえ		
1) 行政上の専門知識が要求される事務事業			レ					
2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である			レ					
3) 行政が内部に留保すべき専門知識、特殊技能に基づく事務事業			レ					
4) 京都市職員の人材育成、政策形成能力の向上につながる事務事業			レ					
5) 民間におけるノウハウ、専門知識、技術等が要求される事務事業			レ					
6) 恒常的に必要とされない専門知識、技術等が要求される事務事業			レ					
7) マニュアル等により定型化可能な事務事業	レ	レ					-1	-1
8) 市民を直接的に対象とする事務事業	レ	レ					-1	-1
9) 定型的業務による事務事業	レ	レ					-1	-1
10) 労力提供による事務事業	レ	レ					-1	-1
11) 経済性・効率性が発揮出来ていない事務事業	レ	レ						-1
12) 外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業	レ	レ					-1	-1
13) 外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業	レ	レ					-1	-1
14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業			レ					
京都市における政策・戦略形成に係わる度合い		-5			-5		+2	+1
行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い		-6			-6		-7	-7
実施主体の妥当性総合評価				日常的・一般的専門性			-5	-6

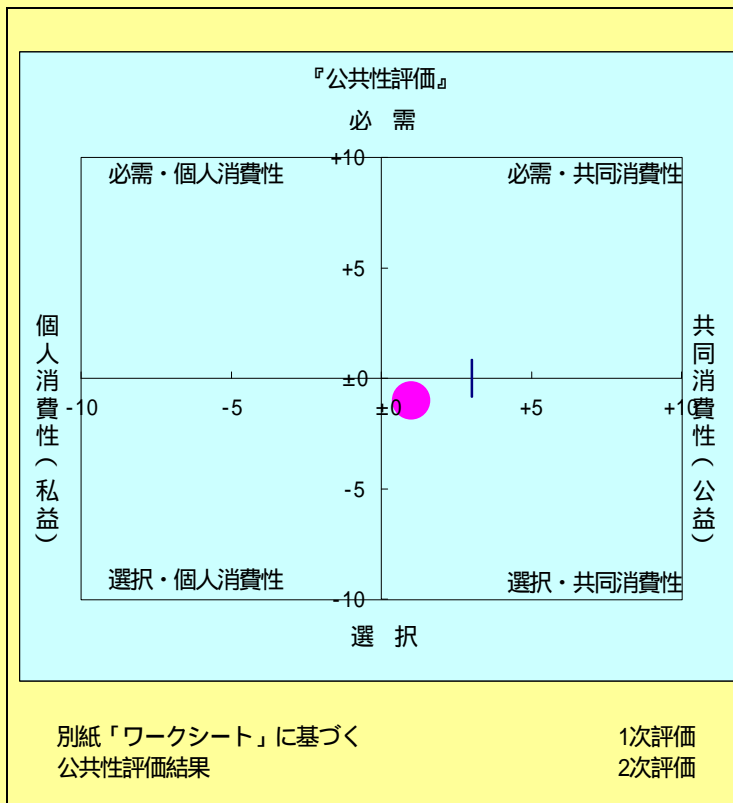
		所管局等	文化市民局	
		所管課等	文化部文化課	
事務事業概要				
事務事業名	事業費 (H12年当初予算)	所要人数 (H12年度想定)	継続年数	
京都会館の管理運営	258,595 千円	28.0 人	(平成12年4月1日時点) ()5年未満 ()5年以上 10年未満 ()10年以上 15年未満 (レ)15年以上	
事務事業実施目的 本市における文化の振興及び市民の豊かな生活の形成に資するため、文化的な催物等及び会議等の用に供するための施設として設立				
事務事業概要 京都会館の管理運営				

事務事業実施の依拠となる法令・施策等 京都会館条例, 京都会館条例施行規則
関連する事務事業等の名称, 及び担当部局名

事業費推移		H10年	H11年	H12年予算
事業費	一般財源 千円	307,926	272,062	258,595
	国, 府支出金 千円			
	受益者負担分 千円	-205,479	-188,891	-222,700
	その他 千円			
	小計	102,447	83,171	35,895
人件費	所要人数 人			28.0
	人件費 千円 (× 9,520千円)			266,560
合計 千円		102,447	83,171	302,455

公共性評価

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+3	+1
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	±0	-1
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	選択・共同消費性	選択・共同消費性



1次評価結果

第4象限 共同消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア

より多くの人たちが利益を受けるが、欠かせられないかどうかはサービスを提供する人、される人の中で考えることができるようなサービスが含まれる。
(例・・・美術館, 博物館, 音楽ホールなどのような公的施設で不特定多数の人たちに便益を供する場合)
必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に受ければよい。行政が少ない行政資源の中からサービスを提供しなければならないとすれば、一定の論拠を明示しなければならないし、その実際の関与も最低限にとどめるべきである。公益ではあるが、受益者負担を当然に考えるべきでもある。

2次評価結果

第4象限 共同消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア

より多くの人たちが利益を受けるが、欠かせられないかどうかはサービスを提供する人、される人の中で考えることができるようなサービスが含まれる。
(例・・・美術館, 博物館, 音楽ホールなどのような公的施設で不特定多数の人たちに便益を供する場合)
必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に受ければよい。行政が少ない行政資源の中からサービスを提供しなければならないとすれば、一定の論拠を明示しなければならないし、その実際の関与も最低限にとどめるべきである。公益ではあるが、受益者負担を当然に考えるべきでもある。

行政関与・受益者負担の妥当性評価

項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点
行政関与の妥当性	+2	±0	受益者負担の妥当性	+1	+2

実施主体の妥当性

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦略形式に係わる度合い	-2	-3
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-4	-5
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性

『実施主体の妥当性評価』

別紙「ワークシート」に基づく
実施主体の妥当性評価

1次評価結果

第3象限 日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

2次評価結果

第3象限 日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

総合評価

		1次評価	2次評価	「今後の方向」の項目説明 A: 現状維持 B: 充実 C: 縮小 D: 休止 E: 廃止 F: 外部委託 G: 民営化 H: 受益者負担の見直し O: その他
公共性評価	共同消費性	+3	+1	
	基础性	±0	-1	
	公共性評価結果	第4象限 選択・共同消費性	第4象限 選択・共同消費性	
行政関与の妥当性		+2	±0	
受益者負担の妥当性		+1	+2	
実施主体の妥当性	政策性・戦略性	-2	-3	
	専門性	-4	-5	
	実施主体の妥当性 評価結果	第3象限 日常的・一般的専門性	第3象限 日常的・一般的専門性	
今後の方向性		F	F	

1次評価と2次評価の主な相違点	公共性	概ね同じ評価である。	上記に基づく所管局等のコメント(第1次評価) 昭和35年に京都市民の文化センターとして開館した京都会館は、2,000人以上の観客を収容する市内唯一の施設として、長年にわたり音楽、演劇、舞踊等の公演その他の文化的な催物のための施設や研修、会議等のための施設の提供をし、市民に親しまれてきた。しかし、最近では、より効率的な運営、施設の活用が求められており、これまで行ってきた直営での管理運営ではなく、外部委託化するなどの民間活力を導入することも必要であると考えられる。
	行政関与	概ね同じ評価である。	
	受益者負担	概ね同じ評価である。	
	実施主体	概ね同じ評価である。	

ワークシート(2次評価)

1 使用する: 1 使用しない: 0

所管局等	文化市民局
所管課等	文化部文化課
事務事業名	京都会館の管理運営

1. 公共性評価

	1次評価		2次評価		判定	
	はい	いいえ	はい	いいえ	公益	必需
市民全体に提供されるサービス						
1) 誰でもそのサービスを受けることができる	レ		レ		+1	
2) 特定の個人又は集団を、そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能	レ		レ		+1	
3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない	レ		レ			
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ				レ		
5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる			レ		-1	-1
6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス				レ		
7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス				レ		
8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する	レ		レ		+1	+1
9) 市民の大部分が必要とするサービス	レ		レ		+1	+1
10) 市民の大部分が利用するサービス				レ		
11) ニーズや実施意義が希薄化している				レ		
12) サービス提供の対象者、利用者が減少している	レ		レ		-1	-1
市民生活安定のためのサービス						
1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス			はい	いいえ		
2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス				レ		
3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス				レ		
4) 安定供給を確保する必要があるサービス				レ		
5) 将来を考慮した投資的取り組み				レ		
6) 市民の権利保護に係わるサービス				レ		
7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス				レ		
8) 社会保障を目的とするサービス				レ		
9) 所得の再配分を目的とするサービス				レ		
10) 市場の不確実性等、民間投資の阻害要因の存在するもの				レ		
11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス				レ		
12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス	レ		レ		-1	-1
共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+3		+1		+4	+2
基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価	±0		-1		-3	-3
共同消費性と基礎性による公共性判定			選択・共同消費性		+1	-1

2. 行政関与の妥当性

	1次評価		2次評価		判定	
	はい	いいえ	はい	いいえ	公益	必需
京都市の独自性による関与の妥当性						
1) 京都市の独自性を高めるための事務事業	レ		レ			
2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業	レ		レ			
3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業	レ		レ		+1	
外部要因による関与の妥当性						
1) 法律・法令等により関与が定められている			はい	いいえ		
2) 本市条例により関与が定められている	レ		レ		+1	
3) 上位団体の通達等により関与が定められている				レ		
4) 行政による早急な対応が必要とされる				レ		
5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる				レ		
6) 民間に類似サービスの提供者が存在する				レ		
7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある				レ		
8) 民間類似サービスと競合する				レ		
実施効果に基づく関与の妥当性						
1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する	レ		レ			-1
2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する	レ		レ			-1
3) 当該サービスが他のサービスと代替可能である				レ		
4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している				レ		
5) 法律、通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している				レ		
行政関与の妥当性評価	+2		±0		+2	-2

事務事業名	京都会館の管理運営
-------	-----------

3. 受益者負担の妥当性

	はい	はい	いいえ	判定
1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する	レ	レ		+1
2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス			レ	
3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの			レ	
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる		レ		+1
5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス			レ	
6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス			レ	
7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス			レ	
受益者負担の妥当性評価	+1	+2		+2

4. 実施主体の妥当性

	1次評価			2次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	はい	はい	いいえ	政策	専門
政策・戦略形成								
1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業			レ					
2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業			レ					
3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業			レ					
4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業			レ					
5) 京都市行政の改革、効率化に係わる事務事業	レ		レ					
6) 国、他都市、行政機関（京都市役所内を除く）を対象とする事務事業			レ					
7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業	レ	レ					+1	
8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業			レ					
9) 中立性、公平性を特に要求される事務事業	レ	レ					+1	
10) 外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業			レ					
11) 他都市等において外部委託の事例がある	レ	レ					-1	
12) 類似事務事業の全部（又は一部）を外部委託した実績がある	レ	レ					-1	
13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている			レ					
専門性・特殊性								
1) 行政上の専門知識が要求される事務事業		はい	いいえ					
2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である			レ					
3) 行政が内部に留保すべき専門知識、特殊技能に基づく事務事業			レ					
4) 京都市職員の人材育成、政策形成能力の向上につながる事務事業			レ					
5) 民間におけるノウハウ、専門知識、技術等が要求される事務事業	レ	レ						-1
6) 恒常的に必要とされない専門知識、技術等が要求される事務事業	レ	レ						-1
7) マニュアル等により定型化可能な事務事業			レ					
8) 市民を直接的に対象とする事務事業	レ	レ					-1	-1
9) 定型的業務による事務事業			レ					
10) 労力提供による事務事業	レ	レ					-1	-1
11) 経済性・効率性が担保出来ていない事務事業			レ					
12) 外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業	レ	レ					-1	-1
13) 外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業			レ					
14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業			レ					
京都市における政策・戦略形成に係わる度合い	-2	-3					+2	
行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-4	-5					-5	-5
実施主体の妥当性総合評価				日常的・一般的専門性			-3	-5

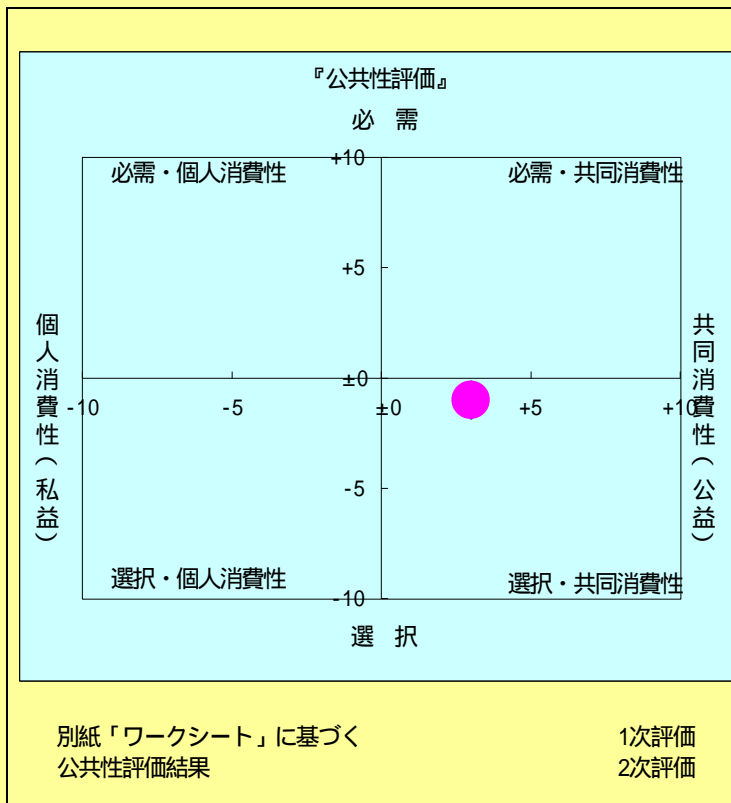
		所管局等	産業観光局	
		所管課等	商工部商業振興課	
事務事業概要				
事務事業名	事業費 (H12年当初予算)	所要人数 (H12年度想定)	継続年数	
公設小売市場	33,807千円	2.0人	(平成12年4月1日時点)	
事務事業実施目的 公設小売市場の施設の保持及び適正な運営の確保			()5年未満 ()5年以上 10年未満 ()10年以上 15年未満 (レ)15年以上	
事務事業概要				
公設小売市場の建物及び設備の維持管理, 保守点検 市場敷地の借受料に係る賃貸借締結, 支出事務等 出店者に対する経営指導等 京都市公設市場協同組合連合会が主催する「公設市場まつり」に対する補助金交付等				

事務事業実施の依拠となる法令・施策等
京都市公設小売市場条例 京都市公設小売市場条例施行規則 京都市産業振興事業補助金交付要綱 京都市公設市場自治管理補助金交付要綱
関連する事務事業等の名称, 及び担当部局名
公設小売市場営繕 商業振興課

事業費推移		H10年	H11年	H12年予算
事業費	一般財源	千円 103,286	111,021	125,631
	国, 府支出金	千円		
	受益者負担分	千円 -141,178	-137,926	-153,325
	その他	千円 -6,055	-6,113	-6,113
	小計	千円 -43,947	-33,018	-33,807
人件費	所要人数	人 3.0	3.0	2.0
	人件費 (x9,520千円)	千円 28,560	28,560	19,040
	合計	千円 -15,387	-4,458	-14,767

公共性評価

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+3	+3
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	-1	-1
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	選択・共同消費性	選択・共同消費性



1次評価結果

第4象限 共同消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア

より多くの人たちが利益を受けるが、欠かせられないかどうかはサービスを提供する人、される人の中で考えることができるようなサービスが含まれる。
(例・・・美術館, 博物館, 音楽ホールなどのような公的施設で不特定多数の人たちに便益を供する場合)
必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に受ければよい。行政が少ない行政資源の中からサービスを提供しなければならないとすれば、一定の論拠を明示しなければならないし、その実際の関与も最低限にとどめるべきである。公益ではあるが、受益者負担を当然に考えるべきでもある。

2次評価結果

第4象限 共同消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア

より多くの人たちが利益を受けるが、欠かせられないかどうかはサービスを提供する人、される人の中で考えることができるようなサービスが含まれる。
(例・・・美術館, 博物館, 音楽ホールなどのような公的施設で不特定多数の人たちに便益を供する場合)
必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に受ければよい。行政が少ない行政資源の中からサービスを提供しなければならないとすれば、一定の論拠を明示しなければならないし、その実際の関与も最低限にとどめるべきである。公益ではあるが、受益者負担を当然に考えるべきでもある。

行政関与・受益者負担の妥当性評価

項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点
行政関与の妥当性	-6	-6	受益者負担の妥当性	+2	+2

実施主体の妥当性

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦略形式に係わる度合い	-1	-1
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-2	-1
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性

『実施主体の妥当性評価』

別紙「ワークシート」に基づく
実施主体の妥当性評価

1次評価
2次評価

1次評価結果

第3象限 日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

2次評価結果

第3象限 日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

総合評価

		1次評価	2次評価	「今後の方向」の項目説明 A：現状維持 B：充実 C：縮小 D：休止 E：廃止 F：外部委託 G：民営化 H：受益者負担の見直し O：その他
公共性評価	共同消費性	+3	+3	
	基础性	-1	-1	
	公共性評価結果	第4象限 選択・共同消費性	第4象限 選択・共同消費性	
行政関与の妥当性		-6	-6	
受益者負担の妥当性		+2	+2	
実施主体の妥当性	政策性・戦略性	-1	-1	
	専門性	-2	-1	
	実施主体の妥当性 評価結果	第3象限 日常的・一般的専門性	第3象限 日常的・一般的専門性	
今後の方向性		G	G	

1次評価と2次評価の主な相違点	公共性	行政関与	受益者負担	実施主体
公共性	同じ評価である。	同じ評価である。	同じ評価である。	概ね同じ評価である。
行政関与				
受益者負担				
実施主体				

上記に基づく所管局等のコメント（第1次評価）
公設小売市場は、これまで生活必需品の安定供給を図り、市民の消費生活の向上に寄与するモデル的な小売市場としての役割を果たしてきたが、商業環境の変化や消費者ニーズの多様化に伴い、民営化に向けた具体策を検討する。

京都府新世紀市政改革推進本部事務局のコメント（第2次評価）
生産物の流通が多様化されていることから、行政の役割も終えたのではないかと考えられ、「行政関与の妥当性」が-6と低くなったと考える。また、「公共性評価」で、「選択・共同消費性」となり、サービスの提供を市民が選択する分野であると言える。さらに、「実施主体の妥当性」においても、「日常的・一般的専門性」となり、民間における経営努力で採算性が取れるものとして民営化すべきと思われる。

ワークシート(2次評価)

所管局等	産業観光局
所管課等	商工部商業振興課
事務事業名	公設小売市場

1 使用する：1 使用しない：0

1.公共性評価

	1次評価			2次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	はい	はい	いいえ	公益	必需
市民全体に提供されるサービス								
1) 誰でもそのサービスを受けることができる	レ	レ					+1	
2) 特定の個人又は集団を、そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能	レ	レ					+1	
3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない	レ	レ					+1	
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ						レ		
5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる						レ		
6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス	レ	レ					-1	-1
7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス						レ		
8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する	レ	レ					+1	+1
9) 市民の大部分が必要とするサービス						レ		
10) 市民の大部分が利用するサービス						レ		
11) ニーズや実施意義が希薄化している	レ	レ					-1	-1
12) サービス提供の対象者、利用者が減少している						レ		
市民生活安定のためのサービス								
1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス				はい		いいえ		
2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス						レ		
3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス	レ	レ					+1	-1
4) 安定供給を確保する必要があるサービス	レ	レ						+1
5) 将来を考慮した投資的取り組み						レ		
6) 市民の権利保護に係わるサービス						レ		
7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス						レ		
8) 社会保障を目的とするサービス						レ		
9) 所得の再配分を目的とするサービス						レ		
10) 市場の不確実性等、民間投資の阻害要因の存在するもの						レ		
11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス						レ		
12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス						レ		
共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+3			+3			+5	+2
基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価	-1			-1			-2	-3
共同消費性と基礎性による公共性判定						選択・共同消費性	+3	-1

2.行政関与の妥当性

	1次評価			2次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	はい	はい	いいえ	公益	必需
京都市の独自性による関与の妥当性								
1) 京都市の独自性を高めるための事務事業						レ		
2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業						レ		
3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業						レ		
外部要因による関与の妥当性								
1) 法律・法令等により関与が定められている				はい		いいえ		
2) 本市条例により関与が定められている	レ	レ					+1	
3) 上位団体の通達等により関与が定められている						レ		
4) 行政による早急な対応が必要とされる						レ		
5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる						レ		
6) 民間に類似サービスの提供者が存在する	レ	レ						-1
7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある	レ	レ						-1
8) 民間類似サービスと競合する	レ	レ						-1
実施効果に基づく関与の妥当性								
1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する	レ	レ						-1
2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する	レ	レ						-1
3) 当該サービスが他のサービスと代替可能である	レ	レ						-1
4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している	レ	レ						-1
5) 法律、通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している						レ		
行政関与の妥当性評価	-6			-6			+1	-7

事務事業名	公設小売市場
-------	--------

3. 受益者負担の妥当性

	はい	はい	いいえ	判定
1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する	レ	レ		+1
2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス			レ	
3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの			レ	
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる			レ	+1
5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス	レ	レ		
6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス			レ	
7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス			レ	
受益者負担の妥当性評価	+2	+2		+2

4. 実施主体の妥当性

	1次評価			2次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	はい	はい	いいえ	政策	専門
政策・戦略形成								
1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業			レ					
2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業			レ					
3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業			レ					
4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業			レ					
5) 京都市行政の改革、効率化に係わる事務事業			レ					
6) 国、他都市、行政機関（京都市役所内を除く）を対象とする事務事業			レ					
7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業			レ					
8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業			レ					
9) 中立性、公平性を特に要求される事務事業			レ					
10) 外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業			レ					
11) 他都市等において外部委託の事例がある			レ					
12) 類似事務事業の全部（又は一部）を外部委託した実績がある			レ					
13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている			レ					
専門性・特殊性								
1) 行政上の専門知識が要求される事務事業			レ	はい	はい	いいえ		
2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である			レ					
3) 行政が内部に留保すべき専門知識、特殊技能に基づく事務事業			レ					
4) 京都市職員の人材育成、政策形成能力の向上につながる事務事業			レ					
5) 民間におけるノウハウ、専門知識、技術等が要求される事務事業			レ					
6) 恒常的に必要とされない専門知識、技術等が要求される事務事業			レ					
7) マニュアル等により定型化可能な事務事業			レ					
8) 市民を直接的に対象とする事務事業	レ	レ					-1	-1
9) 定型的業務による事務事業			レ					
10) 労力提供による事務事業			レ					
11) 経済性・効率性が把握出来ていない事務事業	レ	レ	レ					
12) 外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業			レ					
13) 外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業			レ					
14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業			レ					
京都市における政策・戦略形成に係わる度合い		-1			-1			
行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い		-2			-1		-1	-1
実施主体の妥当性総合評価				日常的・一般的専門性			-1	-1

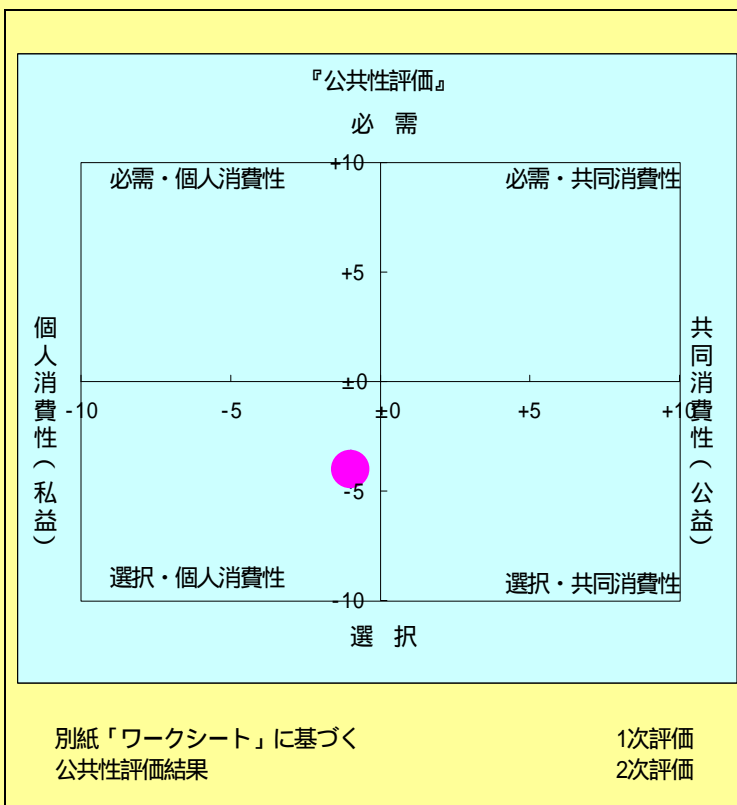
		所管局等	保健福祉局	
		所管課等	長寿福祉課	
事務事業概要				
事務事業名	事業費 (H12年当初予算)	所要人数 (H12年度想定)	継続年数	
市バス・地下鉄敬老乗車証交付事業(民営バス敬老乗車証交付事業を含む。)	4,664,469 千円	5.0 人	(平成12年4月1日時点) ()5年未満 ()5年以上 10年未満 ()10年以上 15年未満 (レ)15年目以上	
事務事業実施目的 敬老の意を表するとともに様々な社会活動に参加し、生きがいを高めていただく。				
事務事業概要 市内に居住する70歳以上の高齢者で住民基本台帳に記載されている者及び外国人登録原票に記載されている者に対し、市バス・地下鉄敬老乗車証又は民営バス敬老乗車証を交付する。				

事務事業実施の依拠となる法令・施策等 市バス・地下鉄敬老乗車証交付要綱, 民営バス敬老乗車証交付要綱, 山科・醍醐等地域(岩倉・大原等地域)敬老・福祉乗車証制度に関する協定書
関連する事務事業等の名称, 及び担当部局名 ・山科・醍醐等地域及び岩倉・大原等地域敬老・福祉乗車証交付事業 ・民営バス敬老乗車証交付事業 ・敬老乗車証更新業務

事業費推移		H10年	H11年	H12年予算	
事業費	一般財源	千円	4,401,384	4,409,474	4,664,469
	国, 府支出金	千円			
	受益者負担分	千円			
	その他	千円			
	小計		4,401,384	4,409,474	4,664,469
人件費	所要人数	人	5.0	2.2	5.0
	人件費 (x9520千円)	千円	47,981	21,325	47,981
合計		千円	4,449,365	4,430,799	4,712,450

公共性評価

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	-1	-1
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	-4	-4
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	選択・個人消費性	選択・個人消費性



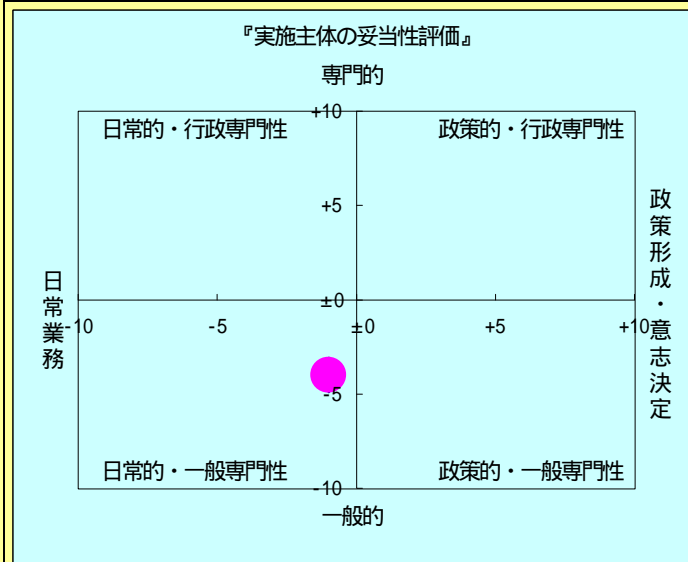
1次評価結果	
第3象限	個人消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア 個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが該当する。 (例・・・各々の個人のキャリア育成に寄与するような社会人教育, 趣味娯楽の個人的な関心などに関連したサービスが含まれる。) 基本的に行政がさほど責任を持たなくてよい領域といえる。ただ、サービス供給のシステムが立ち遅れている分野で、地域的に、あるいは、世代的に、公平平等に利得を享受できない場合は、公平平等の観点から、行政の守備範囲とすることもやむを得ない場合もある。
2次評価結果	
第3象限	個人消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア 個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが該当する。 (例・・・各々の個人のキャリア育成に寄与するような社会人教育, 趣味娯楽の個人的な関心などに関連したサービスが含まれる。) 基本的に行政がさほど責任を持たなくてよい領域といえる。ただ、サービス供給のシステムが立ち遅れている分野で、地域的に、あるいは、世代的に、公平平等に利得を享受できない場合は、公平平等の観点から、行政の守備範囲とすることもやむを得ない場合もある。

行政関与・受益者負担の妥当性評価

項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点
行政関与の妥当性	+2	+1	受益者負担の妥当性	+4	+5

実施主体の妥当性

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦略形式に係わる度合い	-1	-1
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-4	-4
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性



別紙「ワークシート」に基づく
実施主体の妥当性評価

1次評価
2次評価

1次評価結果

第3象限 日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

2次評価結果

第3象限 日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

総合評価

		1次評価	2次評価	「今後の方向」の項目説明 A: 現状維持 B: 充実 C: 縮小 D: 休止 E: 廃止 F: 外部委託 G: 民営化 H: 受益者負担の見直し O: その他
公共性評価	共同消費性	-1	-1	
	基础性	-4	-4	
	公共性評価結果	第3象限 選択・個人消費性	第3象限 選択・個人消費性	
行政関与の妥当性		+2	+1	
受益者負担の妥当性		+4	+5	
実施主体の妥当性	政策性・戦略性	-1	-1	
	専門性	-4	-4	
	実施主体の妥当性 評価結果	第3象限 日常的・一般的専門性	第3象限 日常的・一般的専門性	
今後の方向性		H	H	

1次評価と2次評価の主な相違点	公共性	同じ評価である。	上記に基づく所管局等のコメント（第1次評価） 本制度は高齢者の生きがいの高揚と社会参加の促進に重要な役割を果たしている事業であることから、行政がサービスを提供する意義は大きいと考える。平成12年度版の厚生白書においては、高齢者を社会的弱者と捉えず、「長年、知識・経験を培い、豊かな能力と意欲を持つ者」という新しい高齢者像を構築していくことが21世紀を豊かで活力ある社会にすることにつながると考えており、自立した高齢者の多様な生き方の選択や、高齢者世代の負担増を含めた全世代の支え合いの必要性を打ちだしている。21世紀の長寿社会を迎えるにあたってこれらの考え方を踏まえ、本制度についても、サービスを必要とする市民が選択する、あるいはある程度の受益者負担を求めていく等の方向性も考えられる。
	行政関与	概ね同じ評価である。	
	受益者負担	概ね同じ評価である。	
	実施主体	同じ評価である。	

ワークシート(2次評価)

1 使用する：1 使用しない：0

所管局等	保健福祉局
所管課等	長寿福祉課
事務事業名	市バス・地下鉄敬老乗車証交付事業(民営バス敬老乗車証交付事業を含む。)

1.公共性評価

	1次評価		2次評価		判定	
	はい	いいえ	はい	いいえ	公益	必需
市民全体に提供されるサービス						
1) 誰でもそのサービスを受けることができる		レ				
2) 特定の個人又は集団を、そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能		レ				
3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない	レ		レ		+1	
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ				レ		
5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる				レ		
6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス	レ		レ		-1	-1
7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス	レ		レ		-1	-1
8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する				レ		
9) 市民の大部分が必要とするサービス				レ		
10) 市民の大部分が利用するサービス				レ		
11) ニーズや実施意義が希薄化している				レ		
12) サービス提供の対象者、利用者が減少している				レ		
市民生活安定のためのサービス			はい	いいえ		
1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス				レ		
2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス				レ		
3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス	レ		レ		+1	-1
4) 安定供給を確保する必要があるサービス				レ		
5) 将来を考慮した投資的取り組み				レ		
6) 市民の権利保護に係わるサービス				レ		
7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス				レ		
8) 社会保障を目的とするサービス				レ		
9) 所得の再配分を目的とするサービス				レ		
10) 市場の不確実性等、民間投資の阻害要因の存在するもの				レ		
11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス				レ		
12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス	レ		レ		-1	-1
共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	-1		-1		+2	
基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価	-4		-4		-3	-4
共同消費性と基礎性による公共性判定			選択・個人消費性		-1	-4

2.行政関与の妥当性

	1次評価		2次評価		判定	
	はい	いいえ	はい	いいえ	公益	必需
京都市の独自性による関与の妥当性						
1) 京都市の独自性を高めるための事務事業	レ		レ		+1	
2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業	レ		レ			
3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業				レ		
外部要因による関与の妥当性			はい	いいえ		
1) 法律・法令等により関与が定められている				レ		
2) 本市条例により関与が定められている				レ		
3) 上位団体の通達等により関与が定められている				レ		
4) 行政による早急な対応が必要とされる				レ		
5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる				レ		
6) 民間に類似サービスの提供者が存在する				レ		
7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある				レ		
8) 民間類似サービスと競合する				レ		
実施効果に基づく関与の妥当性			はい	いいえ		
1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する				レ		
2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する				レ		
3) 当該サービスが他のサービスと代替可能である				レ		
4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している				レ		
5) 法律、通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している				レ		
行政関与の妥当性評価	+2		+1		+1	

事務事業名	市バス・地下鉄敬老乗車証交付事業（民営バス敬老乗車証交付事業を含む。）
-------	-------------------------------------

3. 受益者負担の妥当性

	はい	はい	いいえ	判定
1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する	レ	レ		+1
2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス		レ		+1
3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの	レ	レ		+1
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる			レ	
5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス	レ	レ		+1
6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス	レ	レ		+1
7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス			レ	
受益者負担の妥当性評価	+4	+5		+5

4. 実施主体の妥当性

	1次評価			2次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	はい	いいえ	政策	専門	
政策・戦略形成								
1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業			レ					
2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業			レ					
3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業			レ					
4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業			レ					
5) 京都市行政の改革、効率化に係わる事務事業			レ					
6) 国、他都市、行政機関（京都市役所内を除く）を対象とする事務事業			レ					
7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業			レ					
8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業	レ	レ				+1		
9) 中立性、公平性を特に要求される事務事業	レ	レ				+1		
10) 外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業			レ					
11) 他都市等において外部委託の事例がある			レ					
12) 類似事務事業の全部（又は一部）を外部委託した実績がある			レ					
13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている			レ					
専門性・特殊性								
1) 行政上の専門知識が要求される事務事業		はい	いいえ					
2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である			レ					
3) 行政が内部に留保すべき専門知識、特殊技能に基づく事務事業			レ					
4) 京都市職員の人材育成、政策形成能力の向上につながる事務事業			レ					
5) 民間におけるノウハウ、専門知識、技術等が要求される事務事業			レ					
6) 恒常的に必要とされない専門知識、技術等が要求される事務事業			レ					
7) マニュアル等により定型化可能な事務事業	レ	レ				-1	-1	
8) 市民を直接的に対象とする事務事業	レ	レ				-1	-1	
9) 定型的業務による事務事業	レ	レ				-1	-1	
10) 労力提供による事務事業			レ					
11) 経済性・効率性が発揮出来ていない事務事業	レ	レ					-1	
12) 外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業			レ					
13) 外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業			レ					
14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業			レ					
京都市における政策・戦略形成に係わる度合い	-1	-1				+2		
行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-4	-4				-3	-4	
実施主体の妥当性総合評価				日常的・一般的専門性		-1	-4	

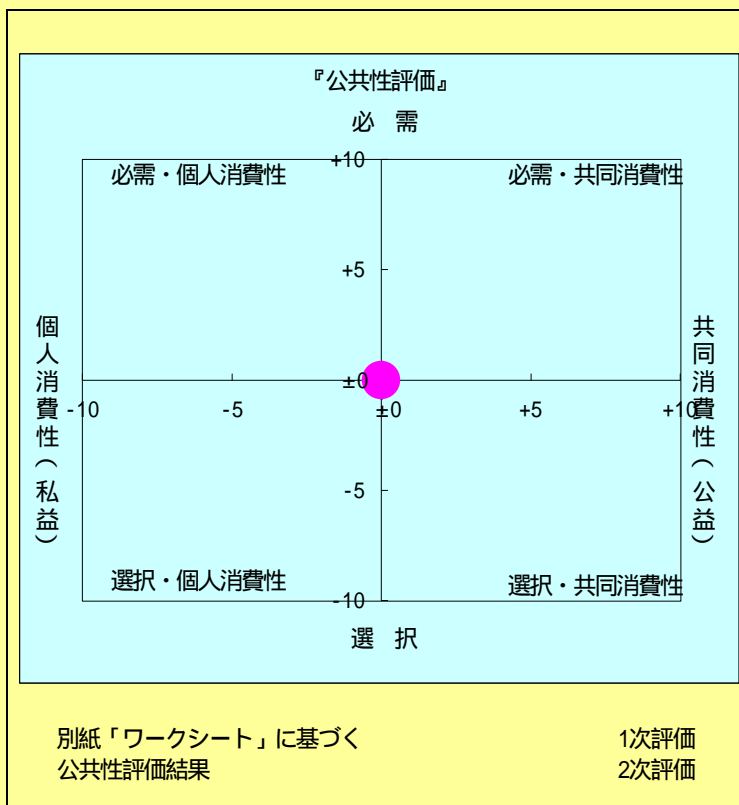
		所管局等	都市計画局	
		所管課等	住宅部住宅建設課・住宅管理課	
事務事業概要		所要人数	(H12年度想定)	
事務事業名	事業費 (H12年当初予算)		継続年数	
公営住宅駐車場の設置及び管理	千円	人	(平成12年4月1日時点)	
事務事業実施目的			()5年未満	
公営住宅入居者の利便の向上並びに住環境の維持及び増進のため			()5年以上	
			10年未満	
			()10年以上	
			15年未満	
			()15年以上	
事務事業概要				
公営住宅入居者のための駐車場の設置及び管理運営				

事務事業実施の依拠となる法令・施策等
地方自治法第225条 京都市市営住宅条例
関連する事務事業等の名称、及び担当部局名

事業費推移		H10年	H11年	H12年予算
事業費	一般財源	千円		
	国、府支出金	千円		
	受益者負担分	千円		
	その他	千円		
	小計			
人件費	所要人数	人		
	人件費	千円 (×9.520千円)		
合計		千円		

公共性評価

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	±0	±0
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	±0	±0
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	選択・個人消費性	選択・個人消費性



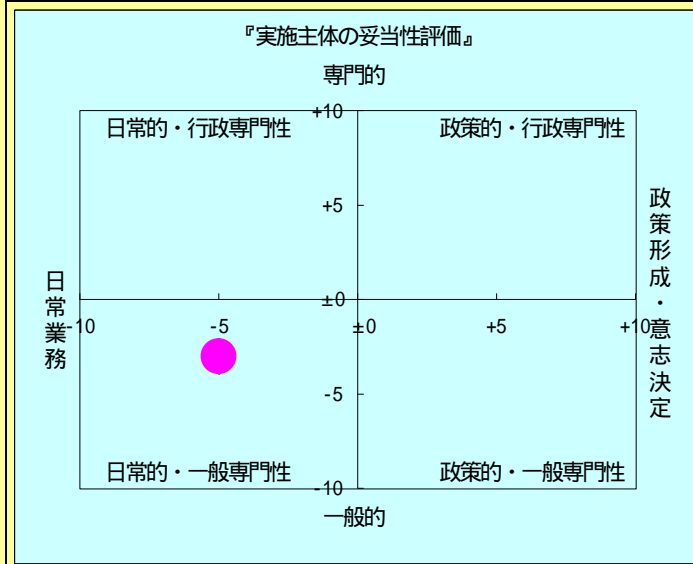
1次評価結果	
第3象限	個人消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア
個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが該当する。 (例・・・各々の個人のキャリア育成に寄与するような社会人教育、趣味娯楽の個人的な関心などに関連したサービスが含まれる。)	
基本的に行政がさほど責任を持たなくてよい領域といえる。ただ、サービス供給のシステムが立ち遅れている分野で、地域的に、あるいは、世代的に、公平平等に利得を享受できない場合は、公平平等の観点から、行政の守備範囲とすることもやむを得ない場合もある。	
2次評価結果	
第3象限	個人消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア
個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが該当する。 (例・・・各々の個人のキャリア育成に寄与するような社会人教育、趣味娯楽の個人的な関心などに関連したサービスが含まれる。)	
基本的に行政がさほど責任を持たなくてよい領域といえる。ただ、サービス供給のシステムが立ち遅れている分野で、地域的に、あるいは、世代的に、公平平等に利得を享受できない場合は、公平平等の観点から、行政の守備範囲とすることもやむを得ない場合もある。	

行政関与・受益者負担の妥当性評価

項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点
行政関与の妥当性	+2	+2	受益者負担の妥当性	+4	+4

実施主体の妥当性

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦略形式に係わる度合い	-5	-5
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-3	-3
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性



別紙「ワークシート」に基づく
実施主体の妥当性評価

1次評価結果
第3象限 日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア
日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

2次評価結果
第3象限 日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア
日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

総合評価

		1次評価	2次評価	「今後の方向」の項目説明 A：現状維持 B：充実 C：縮小 D：休止 E：廃止 F：外部委託 G：民営化 H：受益者負担の見直し O：その他
公共性評価	共同消費性	±0	±0	
	基础性	±0	±0	
	公共性評価結果	第3象限 選択・個人消費性	第3象限 選択・個人消費性	
行政関与の妥当性		+2	+2	
受益者負担の妥当性		+4	+4	
実施主体の妥当性	政策性・戦略性	-5	-5	
	専門性	-3	-3	
	実施主体の妥当性 評価結果	第3象限 日常的・一般的専門性	第3象限 日常的・一般的専門性	
今後の方向性		F, H	F, H	

1次評価と2次評価の主な相違点	公共性	行政関与	受益者負担	実施主体
同じ評価である。	同じ評価である。	同じ評価である。	同じ評価である。	同じ評価である。
				<p>上記に基づく所管局等のコメント（第1次評価） 「公共性評価」及び「行政関与の妥当性」から公営住宅に入居者用の駐車場を設置することは必要であり、「受益者負担の妥当性」から有料施設として使用料を徴収すること、「実施主体の妥当性」から管理運営を外部委託することが妥当であると考えます。</p> <p>京都府新世紀市政改革推進本部事務局のコメント（第2次評価） 公共性評価で、公益性、必需性とも±0でボーダーラインとなり、行政関与の妥当性で+2となった。公営住宅に附属するものであることから、行政が関与する必要があることから、評価は妥当であると考えます。 受益者負担の妥当性では、+4とほぼ高いものとなり、駐車場という施設として負担を求めることに妥当性があると思われる。 実施主体の妥当性においては、政策性、専門性が低い結果となり、民間でも駐車場として管理運営されており、外部委託する方が効率性からも妥当だと思われる。</p>

ワークシート(2次評価)

所管局等	都市計画局
所管課等	住宅部住宅建設課・住宅管理課
事務事業名	公営住宅駐車場の設置及び管理

1 使用する：1 使用しない：0

1.公共性評価

	1次評価			2次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	はい	いいえ	公益	必需	
市民全体に提供されるサービス								
1) 誰でもそのサービスを受けることができる			レ					
2) 特定の個人又は集団を、そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能			レ					
3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない			レ					
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ	レ	レ				+1		
5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる	レ	レ				-1	-1	
6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス	レ	レ				-1	-1	
7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス	レ	レ				-1	-1	
8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する	レ	レ				+1	+1	
9) 市民の大部分が必要とするサービス			レ					
10) 市民の大部分が利用するサービス			レ					
11) ニーズや実施意義が希薄化している			レ					
12) サービス提供の対象者、利用者が減少している			レ					
市民生活安定のためのサービス								
1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス	レ	レ		はい	いいえ			
2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス	レ	レ				+1	-1	+1
3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス	レ	レ				+1	-1	
4) 安定供給を確保する必要があるサービス	レ	レ						+1
5) 将来を考慮した投資的取り組み	レ	レ				+1	-1	
6) 市民の権利保護に係わるサービス	レ	レ				+1	+1	
7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス	レ	レ				-1	+1	
8) 社会保障を目的とするサービス	レ	レ				-1	+1	
9) 所得の再配分を目的とするサービス			レ					
10) 市場の不確実性等、民間投資の阻害要因の存在するもの	レ	レ						+1
11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス			レ					
12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス	レ	レ				-1	-1	
共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	±0			±0		+6	+7	
基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価	±0			±0		-6	-7	
共同消費性と基礎性による公共性判定				選択・個人消費性		±0	±0	

2.行政関与の妥当性

	1次評価			2次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	はい	いいえ	公益	必需	
京都市の独自性による関与の妥当性								
1) 京都市の独自性を高めるための事務事業			レ					
2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業	レ	レ				+1		
3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業	レ	レ				+1		
外部要因による関与の妥当性								
1) 法律・法令等により関与が定められている			レ	はい	いいえ			
2) 本市条例により関与が定められている	レ	レ				+1		
3) 上位団体の通達等により関与が定められている			レ					
4) 行政による早急な対応が必要とされる	レ	レ				+1		
5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる	レ	レ				+1		
6) 民間に類似サービスの提供者が存在する	レ	レ						-1
7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある	レ	レ						-1
8) 民間類似サービスと競合する	レ	レ						-1
実施効果に基づく関与の妥当性								
1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する			レ	はい	いいえ			
2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する			レ					
3) 当該サービスが他のサービスと代替可能である			レ					
4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している			レ					
5) 法律、通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している			レ					
行政関与の妥当性評価	+2			+2		+5	-3	

事務事業名	公営住宅駐車場の設置及び管理
-------	----------------

3. 受益者負担の妥当性

	はい	はい	いいえ	判定
1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する	レ	レ		+1
2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス			レ	
3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの			レ	
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる	レ	レ		+1
5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス	レ	レ		+1
6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス	レ	レ		+1
7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス			レ	
受益者負担の妥当性評価	+4	+4		+4

4. 実施主体の妥当性

	1次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	政策	専門
政策・戦略形成					
1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業			レ		
2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業			レ		
3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業	レ	レ		+1	+1
4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業			レ		
5) 京都市行政の改革、効率化に係わる事務事業	レ	レ		+1	+1
6) 国、他都市、行政機関（京都市役所内を除く）を対象とする事務事業			レ		
7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業			レ		
8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業			レ		
9) 中立性、公平性を特に要求される事務事業	レ	レ		+1	
10) 外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業	レ	レ		-1	
11) 他都市等において外部委託の事例がある	レ	レ		-1	
12) 類似事務事業の全部（又は一部）を外部委託した実績がある	レ	レ		-1	
13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている			レ		
専門性・特殊性		はい	いいえ		
1) 行政上の専門知識が要求される事務事業			レ		
2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である			レ		
3) 行政が内部に留保すべき専門知識、特殊技能に基づく事務事業			レ		
4) 京都市職員の人材育成、政策形成能力の向上につながる事務事業			レ		
5) 民間におけるノウハウ、専門知識、技術等が要求される事務事業			レ		
6) 恒常的に必要とされない専門知識、技術等が要求される事務事業			レ		
7) マニュアル等により定型化可能な事務事業	レ	レ		-1	-1
8) 市民を直接的に対象とする事務事業	レ	レ		-1	-1
9) 定型的業務による事務事業	レ	レ		-1	-1
10) 労力提供による事務事業			レ		
11) 経済性・効率性が発揮出来ていない事務事業			レ		
12) 外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業	レ	レ		-1	-1
13) 外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業	レ	レ		-1	-1
14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業			レ		
京都市における政策・戦略形成に係わる度合い	-5	-5		+3	+2
行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-3	-3		-8	-5
実施主体の妥当性総合評価		日常的・一般的専門性		-5	-3

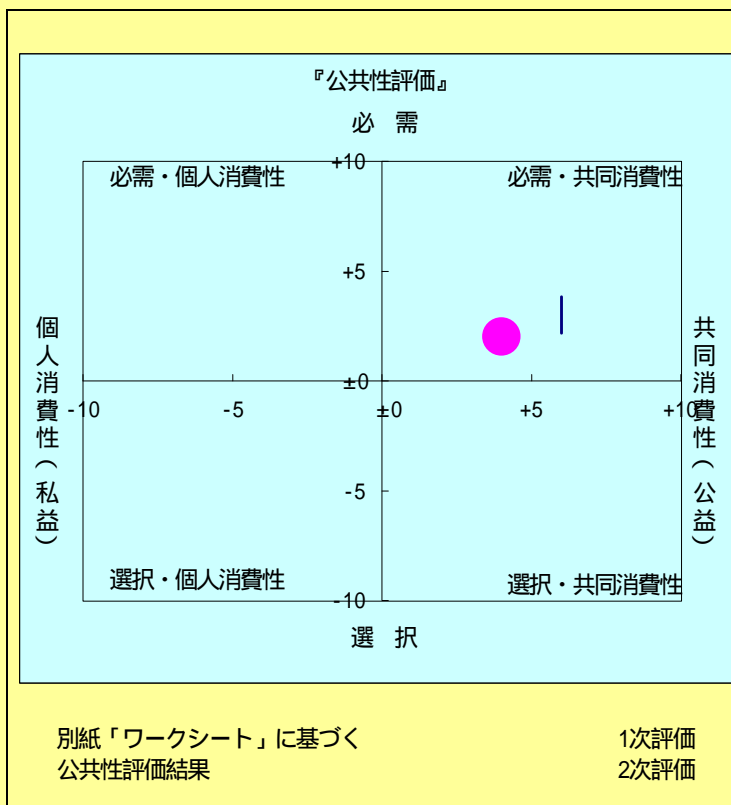
		所管局等	建設局	
		所管課等	水と緑環境部緑地管理課	
事務事業概要				
事務事業名	事業費 (H12年当初予算)	所要人数 (H12年度想定)	継続年数	
大宮交通公園管理運営	64,851千円	0.1人	(平成12年4月1日時点) ()5年未満 ()5年以上 10年未満 ()10年以上 15年未満 (レ)15年以上	
事務事業実施目的 子供や高齢者に、楽しみながら交通に関する知識や正しい交通ルールを身に付けてもらうことにより、交通安全対策の推進に資する。				
事務事業概要 児童・高齢者を対象に、無償で交通教室を開催して交通安全指導を行っており、交通ルールを自然に身に付けてもらうためにゴーカートを利用している。				

事務事業実施の依拠となる法令・施策等 京都市大宮交通公園条例
関連する事務事業等の名称、及び担当部局名

事業費推移		H10年	H11年	H12年予算
事業費	一般財源 千円	49,860	74,479	44,351
	国、府支出金 千円			
	受益者負担分 千円	11,966	12,053	20,500
	その他 千円			
	小計	61,826	86,532	64,851
人件費	所要人数 人	0.1	0.1	0.1
	人件費 千円 (×9,520千円)	952	952	952
合計 千円		62,778	87,484	65,803

公共性評価

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+6	+4
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	+3	+2
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	必需・共同消費性	必需・共同消費性



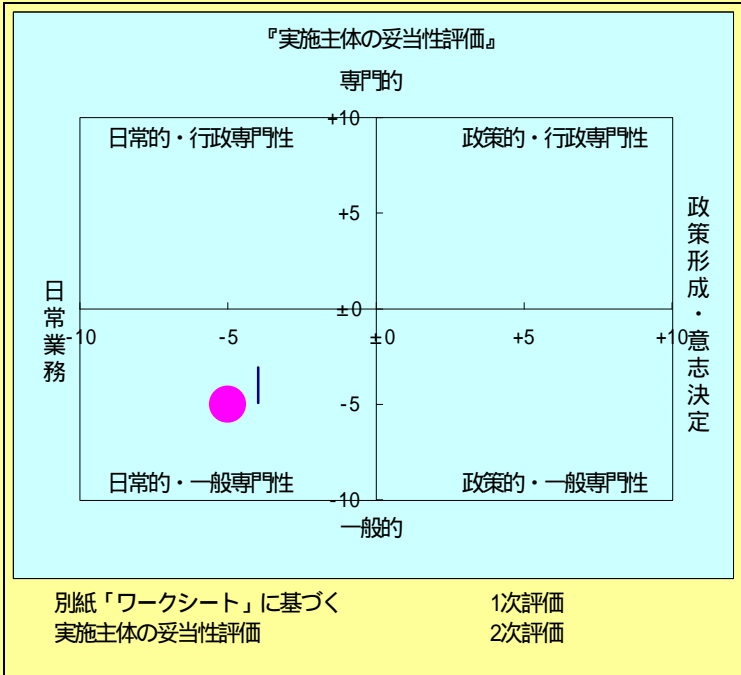
1次評価結果	
第1象限	共同消費性が高く必需のエリア より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる。 (例・・・上下水道、保健衛生、清掃事業など) より多くの人たちが、それがないと日々の生活における質が維持できない、それを最低限保障しなければならないエリアである。しかし、他方、多数の人たちに大量の資源が動員され、しかも、その設備投資などに経費が多く費やされるので、コストに関する議論は欠かせられないエリアである。
2次評価結果	
第1象限	共同消費性が高く必需のエリア より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる。 (例・・・上下水道、保健衛生、清掃事業など) より多くの人たちが、それがないと日々の生活における質が維持できない、それを最低限保障しなければならないエリアである。しかし、他方、多数の人たちに大量の資源が動員され、しかも、その設備投資などに経費が多く費やされるので、コストに関する議論は欠かせられないエリアである。

行政関与・受益者負担の妥当性評価

項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点
行政関与の妥当性	+2	+2	受益者負担の妥当性	+1	+1

実施主体の妥当性

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦略研式に係わる度合い	-4	-5
専門性	行政における専門知識・特長技能に係わる度合い	-4	-5
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性



1次評価結果	
第3象限	日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア 日常かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。
2次評価結果	
第3象限	日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア 日常かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

総合評価

		1次評価	2次評価	「今後の方向」の項目説明 A: 現状維持 B: 充実 C: 縮小 D: 休止 E: 廃止 F: 外部委託 G: 民営化 H: 受益者負担の見直し O: その他
公共性評価	共同消費性	+6	+4	
	基礎性	+3	+2	
	公共性評価結果	第1象限 必需・共同消費性	第1象限 必需・共同消費性	
行政関与の妥当性		+2	+2	
受益者負担の妥当性		+1	+1	
実施主体の妥当性	政策性・戦略性	-4	-5	
	専門性	-4	-5	
	実施主体の妥当性 評価結果	第3象限 日常的・一般的専門性	第3象限 日常的・一般的専門性	
今後の方向性		A	A	

1次評価と2次評価の主な相違点	公共性	概ね同じ評価である。	上記に基づく所管局等のコメント（第1次評価） 交通公園の設置目的は、児童等に交通知識及び交通道徳を体得させることにあり、これは今日の自動車社会においても普遍的な使命である。また、ほとんどの府県が複数の交通公園を有する中、当公園は京都府内唯一の交通公園であること、さらには利用者数もほぼ横ばいで推移していることから、安易に交通公園の機能を廃すことはできない。よって、交通公園の機能を残しつつ、管理運営を委託している財団法人京都市駐車場公社との連携を図りながら、運営の合理化に努めていく。 京都新世紀市政改革推進本部事務局のコメント（第2次評価） 「公共性評価」で「必需・共同消費性」となり、公共性及び必需性が高く、また、「行政関与の妥当性評価」も+2で、設置目的に照らし妥当であると考え。しかし、サービス提供にあたっては、本市の厳しい財政状況等から運営の合理化を図るなど経費削減を行うべきと思われる。 なお、「受益者負担の妥当性評価」が+1であったことは、現行どおり一定程度使用料を徴収していることが妥当であり、又「実施主体の妥当性評価」で「日常的・一般専門性」が高いことは本公園管理運営を外部委託していることが妥当であると思われる。
	行政関与	同じ評価である。	
	受益者負担	同じ評価である。	
	実施主体	概ね同じ評価である。	

ワークシート(2次評価)

所管局等	建設局
所管課等	水と緑環境部緑地管理課
事務事業名	大宮交通公園管理運営

1 使用する：1 使用しない：0

1. 公共性評価

	1次評価		2次評価		判定	
	はい	いいえ	はい	いいえ	公益	必需
市民全体に提供されるサービス						
1) 誰でもそのサービスを受けることができる	レ		レ		+1	
2) 特定の個人又は集団を、そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能	レ		レ		+1	
3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない	レ		レ		+1	
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ	レ		レ		+1	
5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる				レ		
6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス				レ		
7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス				レ		
8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する	レ		レ		+1	+1
9) 市民の大部分が必要とするサービス	レ		レ			
10) 市民の大部分が利用するサービス				レ		
11) ニーズや実施意義が希薄化している				レ		
12) サービス提供の対象者、利用者が減少している				レ		
市民生活安定のためのサービス						
1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス			はい	いいえ		
2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス	レ		レ	レ		
3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス				レ		
4) 安定供給を確保する必要があるサービス	レ		レ	レ		
5) 将来を考慮した投資的取り組み				レ		
6) 市民の権利保護に係わるサービス				レ		
7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス	レ		レ		-1	+1
8) 社会保障を目的とするサービス				レ		
9) 所得の再配分を目的とするサービス				レ		
10) 市場の不確実性等、民間投資の阻害要因の存在するもの				レ		
11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス				レ		
12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス				レ		
共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	+6		+4		+5	+2
基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価	+3		+2		-1	
共同消費性と基礎性による公共性判定			必需・共同消費性		+4	+2

2. 行政関与の妥当性

	1次評価		2次評価		判定	
	はい	いいえ	はい	いいえ	公益	必需
京都市の独自性による関与の妥当性						
1) 京都市の独自性を高めるための事務事業				レ		
2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業				レ		
3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業				レ		
外部要因による関与の妥当性						
1) 法律・法令等により関与が定められている	レ		レ		+1	
2) 本市条例により関与が定められている	レ		レ		+1	
3) 上位団体の通達等により関与が定められている				レ		
4) 行政による早急な対応が必要とされる				レ		
5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる				レ		
6) 民間に類似サービスの提供者が存在する				レ		
7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある				レ		
8) 民間類似サービスと競合する				レ		
実施効果に基づく関与の妥当性						
1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する			はい	いいえ		
2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する				レ		
3) 当該サービスが他のサービスと代替可能である				レ		
4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している				レ		
5) 法律、通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している				レ		
行政関与の妥当性評価	+2		+2		+2	

事務事業名	大宮交通公園管理運営
-------	------------

3. 受益者負担の妥当性

	はい	はい	いいえ	判定
1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する	レ	レ		+1
2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス			レ	
3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの			レ	
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる			レ	
5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス			レ	
6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス			レ	
7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス			レ	
受益者負担の妥当性評価	+1	+1		+1

4. 実施主体の妥当性

	1次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	政策	専門
政策・戦略形成					
1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業			レ		
2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業			レ		
3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業			レ		
4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業			レ		
5) 京都市行政の改革、効率化に係わる事務事業			レ		
6) 国、他都市、行政機関（京都市役所内を除く）を対象とする事務事業			レ		
7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業			レ		
8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業			レ		
9) 中立性、公平性を特に要求される事務事業			レ		
10) 外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業			レ		
11) 他都市等において外部委託の事例がある			レ		
12) 類似事務事業の全部（又は一部）を外部委託した実績がある			レ		
13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている			レ		
専門性・特殊性		はい	いいえ		
1) 行政上の専門知識が要求される事務事業			レ		
2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である			レ		
3) 行政が内部に留保すべき専門知識、特殊技能に基づく事務事業			レ		
4) 京都市職員の人材育成、政策形成能力の向上につながる事務事業			レ		
5) 民間におけるノウハウ、専門知識、技術等が要求される事務事業			レ		
6) 恒常的に必要とされない専門知識、技術等が要求される事務事業			レ		
7) マニュアル等により定型化可能な事務事業	レ	レ		-1	-1
8) 市民を直接的に対象とする事務事業	レ	レ		-1	-1
9) 定型的業務による事務事業	レ	レ		-1	-1
10) 労力提供による事務事業	レ	レ		-1	-1
11) 経済性・効率性が阻害されていない事務事業			レ		
12) 外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業		レ		-1	-1
13) 外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業			レ		
14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業			レ		
京都市における政策・戦略形成に係わる度合い	-4	-5			
行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-4	-5		-5	-5
実施主体の妥当性総合評価		日常的・一般的専門性		-5	-5

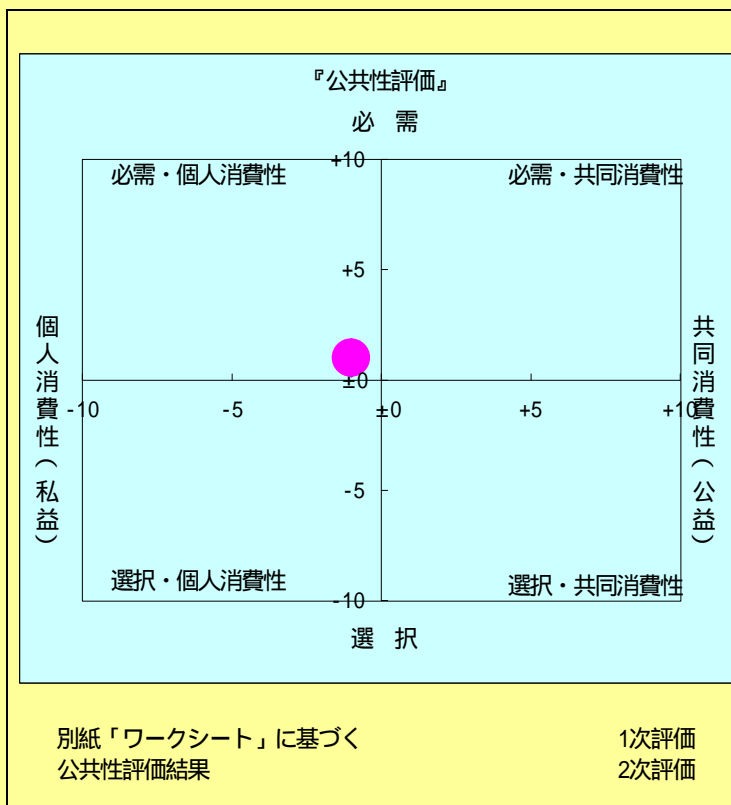
		所管局等	教育委員会	
		所管課等	指導部養護育成課	
事務事業概要				
事務事業名	事業費 (H12年当初予算)	所要人数 (H12年度想定)	継続年数	
養護学校スクールバス運営	269,568 千円	2.0 人	(平成12年4月1日時点) ()5年未満 ()5年以上 10年未満 ()10年以上 15年未満 (レ)15年目以上	
事務事業実施目的				
事務事業概要 養護学校の通学に係るスクールバスは、直営バス運転手の定年退職に伴う欠員不補充の方針で取り組み、順次民間委託を実施している。平成12年度までに16台中15台を民間委託化。				

事務事業実施の依拠となる法令・施策等
関連する事務事業等の名称、及び担当部局名

事業費推移		H10年	H11年	H12年予算
事業費	一般財源 千円	225,733	250,426	269,568
	国、府支出金 千円			
	受益者負担分 千円			
	その他 千円			
	小計	225,733	250,426	269,568
人件費	所要人数 人	3.0	3.0	2.0
	人件費 (×9520千円) 千円	28,560	28,560	19,040
合計 千円		254,293	278,986	288,608

公共性評価

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
共同消費性	共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	-1	-1
基礎性	基礎的・必需的 / 非基礎的・選択的の評価	+1	+1
判定	共同消費性と基礎性による公共性判定	必需・個人消費性	必需・個人消費性



1次評価結果	
第2象限	個人消費性が高くかつ必需のエリア 個人的な利益を受け、しかも日常欠くことができないサービスが該当する。 (例・・・生活保護など) このサービスと行政との関わりからいえば、行政として最小限度のサービスは、この象限に想定される。社会的な弱者をつくらないという公的な立場は、この象限で端的に提示される。
2次評価結果	
第2象限	個人消費性が高くかつ必需のエリア 個人的な利益を受け、しかも日常欠くことができないサービスが該当する。 (例・・・生活保護など) このサービスと行政との関わりからいえば、行政として最小限度のサービスは、この象限に想定される。社会的な弱者をつくらないという公的な立場は、この象限で端的に提示される。

行政関与・受益者負担の妥当性評価

項目	1次評価点	2次評価点	項目	1次評価点	2次評価点
行政関与の妥当性	-3	-3	受益者負担の妥当性	+4	+4

実施主体の妥当性

項目	評価の視点	1次評価点	2次評価点
政策性・戦略性	京都市における政策・戦略形式に係わる度合い	-6	-6
専門性	行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-3	-4
判定	実施主体の妥当性総合評価	日常的・一般的専門性	日常的・一般的専門性

『実施主体の妥当性評価』

別紙「ワークシート」に基づく
実施主体の妥当性評価

1次評価結果

第3象限 日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

2次評価結果

第3象限 日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務。業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

総合評価

		1次評価	2次評価	「今後の方向」の項目説明 A：現状維持 B：充実 C：縮小 D：休止 E：廃止 F：外部委託 G：民営化 H：受益者負担の見直し O：その他
公共性評価	共同消費性	-1	-1	
	基礎性	+1	+1	
	公共性評価結果	第2象限 必需・個人消費性	第2象限 必需・個人消費性	
行政関与の妥当性		-3	-3	
受益者負担の妥当性		+4	+4	
実施主体の妥当性	政策性・戦略性	-6	-6	
	専門性	-3	-4	
	実施主体の妥当性 評価結果	第3象限 日常的・一般的専門性	第3象限 日常的・一般的専門性	
今後の方向性		F	F	

1次評価と2次評価の主な相違点	公共性	同じ評価である。	上記に基づく所管局等のコメント（第1次評価） 養護学校のスクールバスは養護学校児童・生徒の通学手段であり、その確保は行政サービスとして必要不可欠であるが、子どもの安全に配慮し、かつ円滑に業務を遂行できる民間業者がある場合は民間委託を進めていくべき事務事業であると考えており、直営バス運転手の定年退職に伴う欠員を不補充とし、順次民間委託を実施し、13年度には完全民間委託を完了する。
	行政関与	同じ評価である。	
	受益者負担	同じ評価である。	
	実施主体	概ね同じ評価である。	

ワークシート(2次評価)

所管局等	教育委員会
所管課等	指導部養護育成課
事務事業名	養護学校スクールバス運営

1 使用する：1 使用しない：0

1. 公共性評価

	1次評価		2次評価		判定	
	はい	いいえ	はい	いいえ	公益	必需
市民全体に提供されるサービス						
1) 誰でもそのサービスを受けることができる				レ		
2) 特定の個人又は集団を、そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能				レ		
3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない				レ		
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ				レ		
5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる	レ		レ		-1	-1
6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス	レ		レ		-1	-1
7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス	レ		レ		-1	-1
8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する	レ		レ		+1	+1
9) 市民の大部分が必要とするサービス	レ		レ		+1	+1
10) 市民の大部分が利用するサービス				レ		
11) ニーズや実施意義が希薄化している				レ		
12) サービス提供の対象者、利用者が減少している				レ		
市民生活安定のためのサービス						
1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス	レ		レ			+1
2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス				レ		
3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス	レ		レ		+1	-1
4) 安定供給を確保する必要があるサービス	レ		レ			+1
5) 将来を考慮した投資的取り組み				レ		
6) 市民の権利保護に係わるサービス	レ		レ		+1	+1
7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス	レ		レ		-1	+1
8) 社会保障を目的とするサービス				レ		
9) 所得の再配分を目的とするサービス				レ		
10) 市場の不確実性等、民間投資の阻害要因の存在するもの				レ		
11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス				レ		
12) 一定の要件に該当する個人又は集団が必要とするサービス	レ		レ		-1	-1
共同消費性・公益性 / 個人消費性・私益性の評価	-1		-1		+4	+6
基礎性・必需性 / 非基礎性・選択性の評価	+1		+1		-5	-5
共同消費性と基礎性による公共性判定			必需・個人消費性		-1	+1

2. 行政関与の妥当性

	1次評価		2次評価		判定	
	はい	いいえ	はい	いいえ	公益	必需
京都市の独自性による関与の妥当性						
1) 京都市の独自性を高めるための事務事業				レ		
2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業	レ		レ		+1	
3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業				レ		
外部要因による関与の妥当性						
1) 法律・法令等により関与が定められている				レ		
2) 本市条例により関与が定められている				レ		
3) 上位団体の通達等により関与が定められている				レ		
4) 行政による早急な対応が必要とされる	レ		レ		+1	
5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる	レ		レ		+1	
6) 民間に類似サービスの提供者が存在する	レ		レ			-1
7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある	レ		レ			-1
8) 民間類似サービスと競合する	レ		レ			-1
実施効果に基づく関与の妥当性						
1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する	レ		レ			-1
2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する	レ		レ			-1
3) 当該サービスが他のサービスと代替可能である	レ		レ			-1
4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している				レ		
5) 法律、通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している				レ		
行政関与の妥当性評価	-3		-3		+3	-6

事務事業名	養護学校スクールバス運営
-------	--------------

3. 受益者負担の妥当性

	はい	はい	いいえ	判定
1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する	レ	レ		+1
2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス			レ	
3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの			レ	
4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる	レ	レ		+1
5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス	レ	レ		+1
6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス	レ	レ		+1
7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス			レ	
受益者負担の妥当性評価	+4	+4		+4

4. 実施主体の妥当性

	1次評価			2次評価			判定	
	はい	はい	いいえ	はい	はい	いいえ	政策	専門
政策・戦略形成								
1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業			レ					
2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業			レ					
3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業			レ					
4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業	レ	レ					+1	+1
5) 京都市行政の改革、効率化に係わる事務事業			レ					
6) 国、他都市、行政機関（京都市役所内を除く）を対象とする事務事業			レ					
7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業			レ					
8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業			レ					
9) 中立性、公平性を特に要求される事務事業			レ					
10) 外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業			レ					
11) 他都市等において外部委託の事例がある	レ	レ					-1	
12) 類似事務事業の全部（又は一部）を外部委託した実績がある	レ	レ					-1	
13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている	レ	レ					-1	
専門性・特殊性								
1) 行政上の専門知識が要求される事務事業		はい	いいえ					
2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である			レ					
3) 行政が内部に留保すべき専門知識、特殊技能に基づく事務事業			レ					
4) 京都市職員の人材育成、政策形成能力の向上につながる事務事業			レ					
5) 民間におけるノウハウ、専門知識、技術等が要求される事務事業			レ					-1
6) 恒常的に必要とされない専門知識、技術等が要求される事務事業			レ					
7) マニュアル等により定型化可能な事務事業			レ					
8) 市民を直接的に対象とする事務事業	レ	レ					-1	-1
9) 定型的業務による事務事業			レ					
10) 労力提供による事務事業	レ	レ					-1	-1
11) 経済性・効率性が発揮出来ていない事務事業			レ					
12) 外部委託により経済性・効率性の発揮が期待できる事務事業	レ	レ					-1	-1
13) 外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業	レ	レ					-1	-1
14) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業			レ					
京都市における政策・戦略形成に係わる度合い	-6	-6					+1	+1
行政における専門知識・特殊技能に係わる度合い	-3	-4					-7	-5
実施主体の妥当性総合評価				日常的・一般的専門性			-6	-4